

明治安田DC・TOPIXインデックスファンド

追加型投信／国内／株式／インデックス型
自動継続投資専用

2023.12.16

投資信託説明書（請求目論見書）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 明治安田DC・TOPIXインデックスファンド（以下「当ファンド」という。）の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2023年12月15日に関東財務局長に提出しており、2023年12月16日にその届出の効力が生じております。
2. 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。
3. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
4. 当ファンドに関する詳細な情報は下記のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。
5. 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。
6. ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ（URL: <https://www.myam.co.jp/>）

発行者名 : 明治安田アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 西尾 友宏
本店の所在の場所 : 東京都千代田区大手町二丁目3番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

明治安田アセットマネジメント株式会社

—目次—

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
1【ファンドの性格】	4
2【投資方針】	10
3【投資リスク】	20
4【手数料等及び税金】	24
5【運用状況】	29
第2【管理及び運営】	37
1【申込（販売）手続等】	37
2【換金（解約）手続等】	38
3【資産管理等の概要】	39
4【受益者の権利等】	43
第3【ファンドの経理状況】	44
1【財務諸表】	47
2【ファンドの現況】	87
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	88
第三部【委託会社等の情報】	89
第1【委託会社等の概況】	89
約款	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

明治安田DC・TOPIXインデックスファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

②当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

③当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

上限 1,000億円

(4) 【発行（売出）価格】

①取得申込受付日の基準価額※とします。

②取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約（本届出書において「自動継続投資契約」とは、このファンドについて取得申込者と販売会社が締結する「自動継続投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動継続投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。以下「別に定める契約」ということがあります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。

③基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

かかりません。

自動継続投資契約に基づき、収益分配金を再投資する場合も、手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

※確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、当該運営管理機関の取決めにしたがいます。

(7) 【申込期間】

2023年12月16日から2024年6月14日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社については、下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①申込証拠金

該当事項はありません。

②本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

③決算日

年1回(9月16日。休業日の場合は翌営業日。)

④振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①明治安田DC・TOPIXインデックスファンドは、明治安田TOPIXマザーファンドへの投資を通じて、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

②当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合	インデックス型 特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券 一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	日経225
公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア		TOPIX
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	その他 ()
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを含みます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

TOPIX

目論見書または投資信託約款において、TOPIX（東証株価指数）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

③信託金の限度額：上限 1,000億円

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

- ◆明治安田TOPIXマザーファンドへの投資を通じて、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
 - ・TOPIXは、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。JPXは、TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。JPXは、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。上記に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。
- ◆TOPIX（東証株価指数）構成銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。
- ◆株価指数先物取引を行う場合があります。
- ◆株式（株価指数先物取引を含みます。）の実質組入比率は、高位を保ちます。
- ◆対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し、株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。
- ◆非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(2) 【ファンドの沿革】

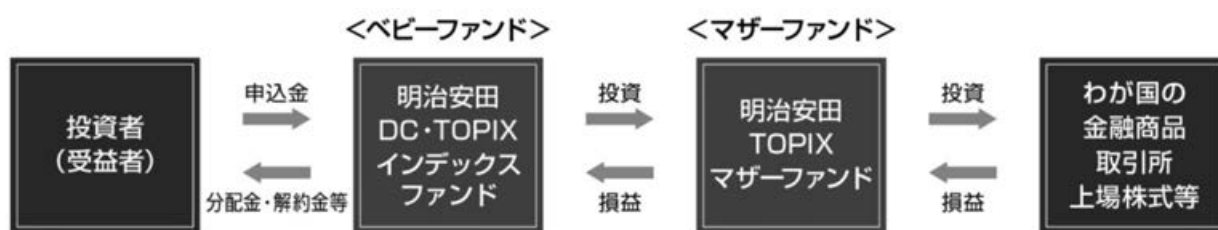
2020年12月15日	信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2023年12月16日	当ファンドを「つみたてNISA（非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度）」の適用対象とするための約款変更を実施

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、明治安田TOPIXマザーファンド受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

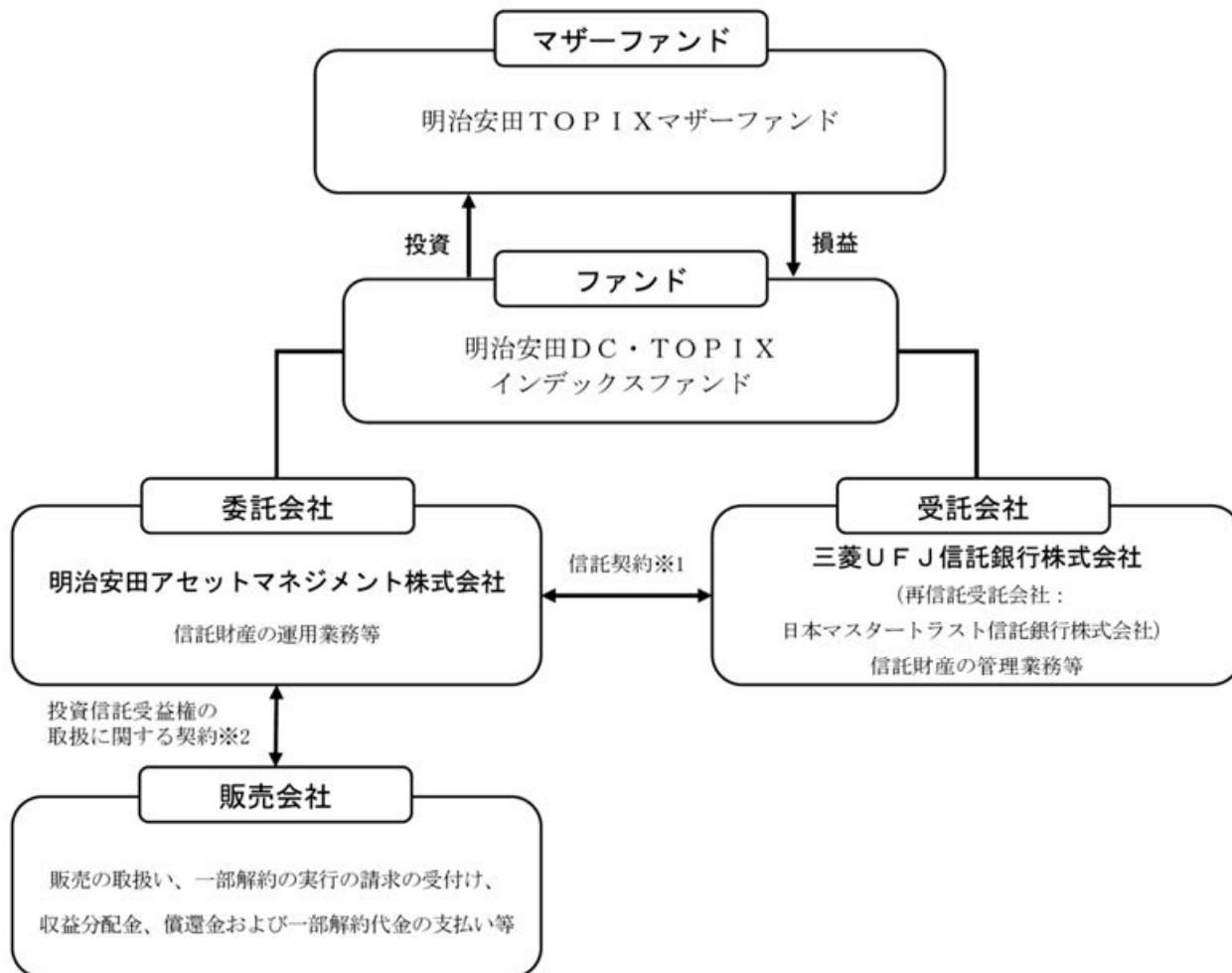
※「ファミリーファンド方式」とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

②委託会社等およびファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。
（なお、受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社
ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付などを行います。



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1. 資本金の額（2023年9月29日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

1986年11月： コスモ投信株式会社設立

1998年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

2009年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

2010年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（2023年9月29日現在）

氏名又は名称	住 所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	18,887株	100.00%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

①運用方針

「明治安田TOPIXマザーファンド」への投資を通じて、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

②投資対象

明治安田TOPIXマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、当ファンドにおいて直接、わが国の金融商品取引所に上場されている株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数）先物取引を行うことがあります。

③投資態度

1. TOPIX（東証株価指数）構成銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。
2. 株価指数先物取引を行う場合があります。
3. 株式（株価指数先物取引を含みます）の実質組入比率は、高位を保ちます。
4. 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し、株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。
5. 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスクコントロールを行います。
6. 非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

④投資制限

1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 外貨建資産への投資は行いません。
5. 信用取引は、約款所定の範囲で行います。
6. 約款に定めるデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません
7. （削除）
8. 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

※資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

(参考) 親投資信託の概要

「明治安田TOPIXマザーファンド」

投資の基本方針

①基本方針

TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

②運用方法

1. 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式およびTOPIX（東証株価指数）先物取引を主要投資対象とします。

2. 投資態度

- a. TOPIX（東証株価指数）構成銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。
- b. 株価指数先物取引を行う場合があります。
- c. 株式（株価指数先物取引を含みます）の組入比率は、高位を保ちます。
- d. 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し、株式の投資比率が100%を超える場合があります。
- e. 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスクコントロールを行います。

[投資対象ユニバースの決定]

TOPIXに採用されている銘柄（採用予定銘柄を含む）から、信用リスクが極めて高い銘柄を除外した投資対象となる銘柄群リスト（投資対象ユニバース・リスト）を作成します。

[組入銘柄および株数の決定]

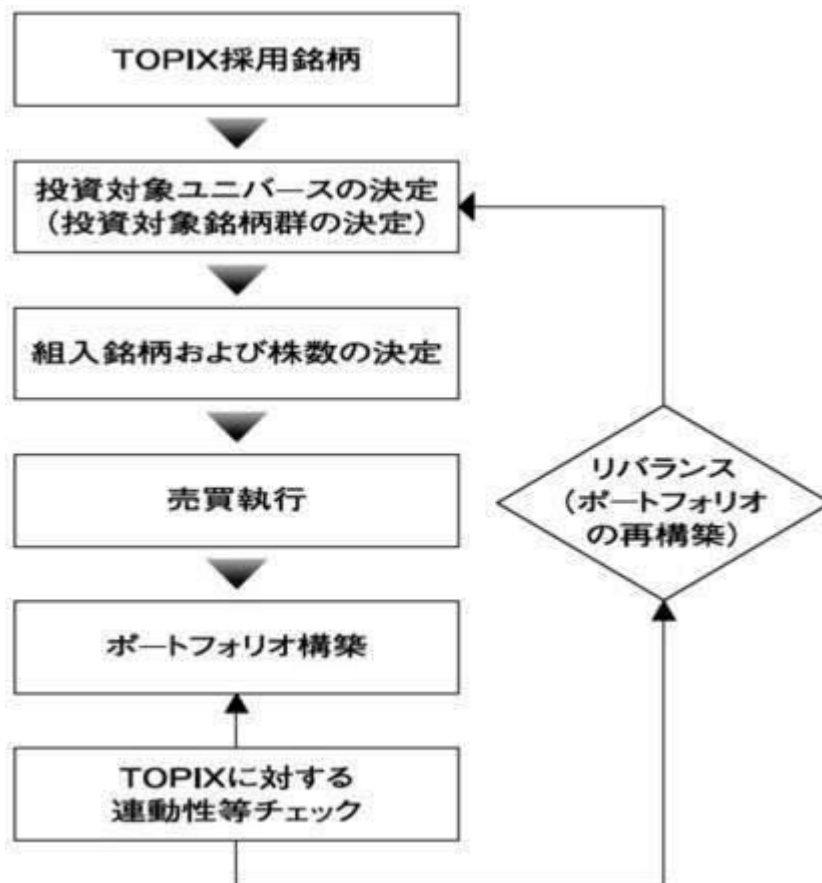
ファンドの純資産総額や個別銘柄の市場流動性、売買コスト等を勘案してTOPIXに近づくように一定の方法（最適化法）を用いて投資対象ユニバースの中から実際に買付けを行う銘柄のリストおよび株数を割り出します。

[ポートフォリオ構築]

運用担当者から指示を受けた専任のトレーダーが、市場でのマーケット・インパクトや取引コストを最小化するように株式を売買発注し、ポートフォリオを完成させます。

[リバランス]

日次、月次でTOPIXとの連動性をチェックします。連動性が低まったと判断した場合には、売買コストを考慮しつつ組入銘柄の見直しを行い、ポートフォリオを再構築（リバランス）します。また、ファンドの資金流入やTOPIX採用銘柄の入れ替えが行われた場合等にもリバランスを実施する場合があります。



- f. 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
 - g. 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。
 - h. 非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
 - i. 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
3. 投資制限
- a. 株式への投資割合には制限を設けません。
 - b. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
 - c. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - d. 外貨建資産への投資は行いません。
 - e. 信用取引は、約款所定の範囲で行います。
 - f. 約款で定めるデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
 - g. （削除）
 - h. 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

(2) 【投資対象】

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として「明治安田TOPIXマザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号（7. で定めるものを除きます。）の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、7. で定めるものを除きます。）

16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるもの

をいい、有価証券に係るものに限ります。)

18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

20. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で20. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、13. ならびに18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から7. までの証券および13. ならびに18. の証券または証書のうち2. から7. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

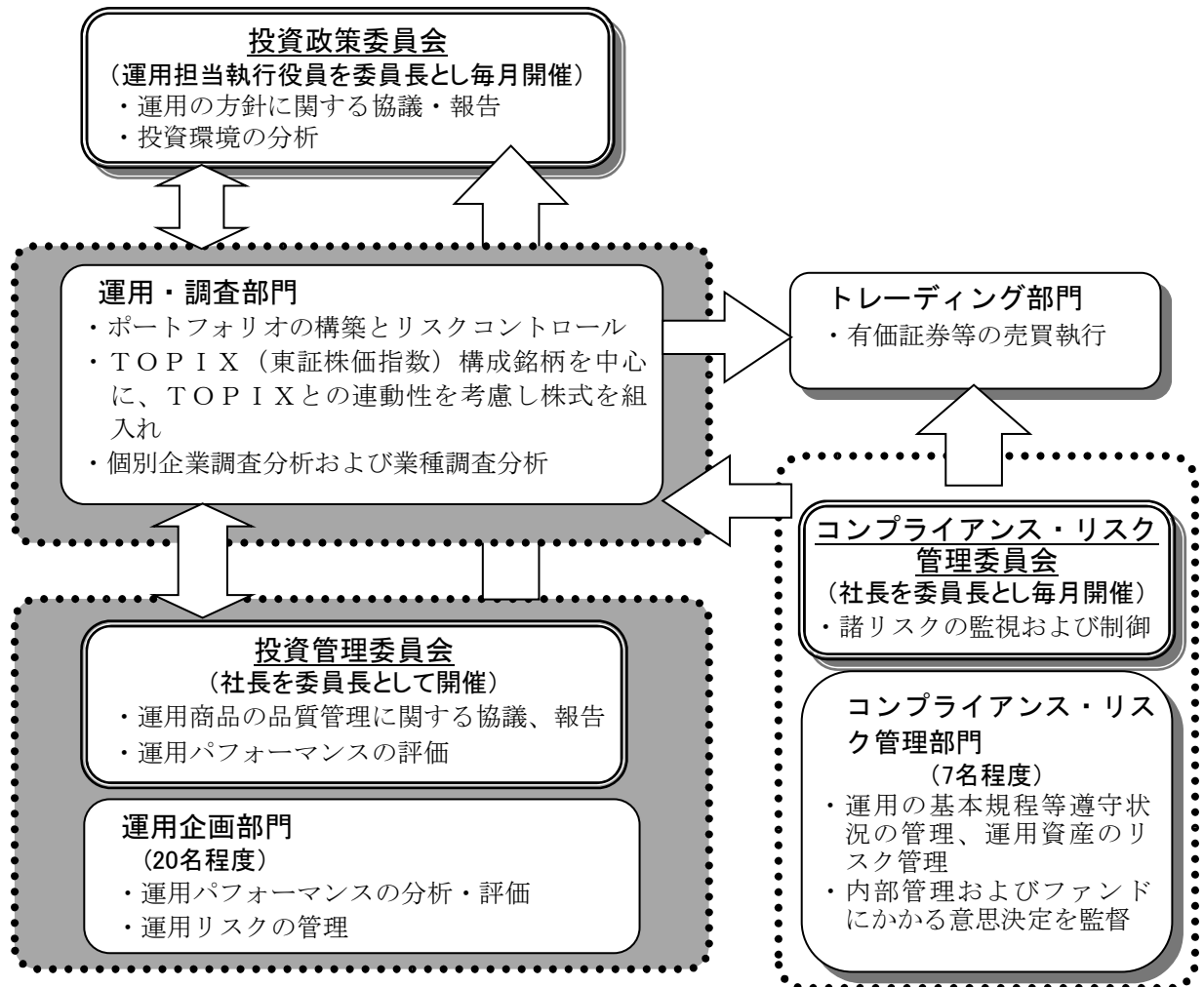
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、2023年9月29日現在のものであり、今後変更となることがあります。
また、委託会社のホームページ (<https://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

<受託会社に対する管理体制>

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

毎年1回（原則9月16日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の再投資

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の収益分配金は、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の収益分配金のお支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑩スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑫有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

2. 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<法律等で規制される投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引にかかる投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下のとおりです。

①値動きの主な要因

1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起る可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起る可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

②その他のリスク・留意点

●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

●当ファンドは東証株価指数（TOPIX）に連動する投資成果を目指しますが、基準価額と指数が完全に一致するものではありません。また、投資成果が指数を連動または上回ることを保証するものではありません。

●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

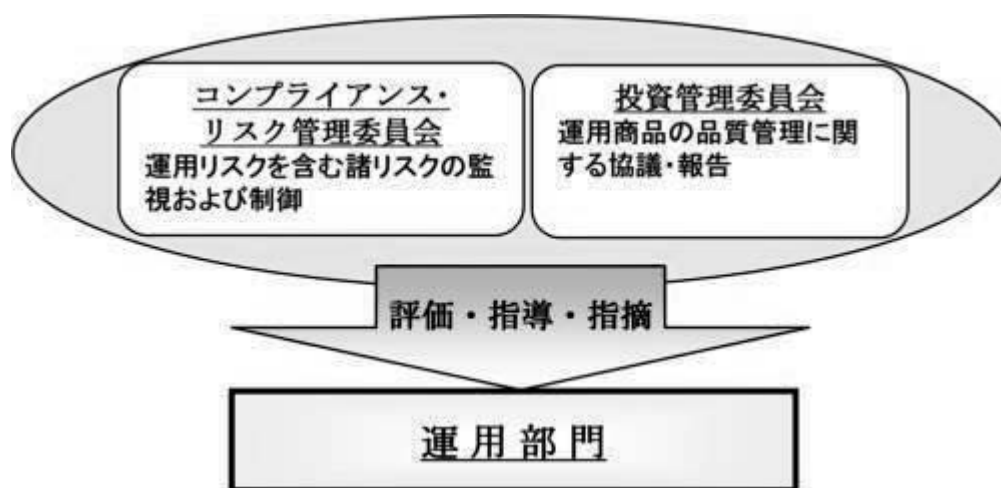
●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに

相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。
- ②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

※ファンドのリスク管理体制等は、2023年9月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



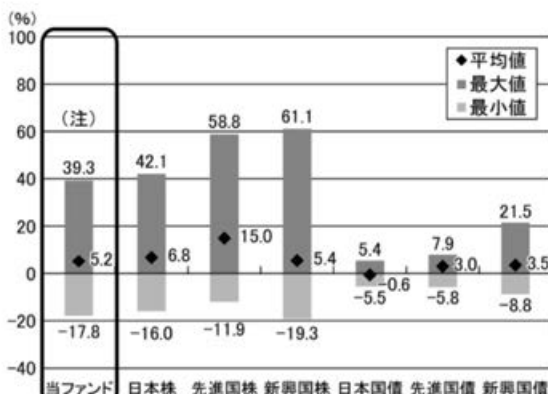
※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しておりません。ファンドの年間騰落率のデータが不足する期間については、ベンチマークの年間騰落率のデータを表示しています。ベンチマークの情報はあくまでも参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2018年10月～2023年9月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しておりません。なお、ファンドの年間騰落率のデータが不足する期間については、ファンドのデータに代えてベンチマークの年間騰落率のデータを用いて算出・表示しています。ベンチマークの情報はあくまでも参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社 JPX 総研又は 株式会社 JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村フィデューシャリー・ リサーチ&コンサルティング 株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

<代表的な資産クラスの指数について>

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIは、MSCI Inc. が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc. は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc. は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA-BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JP モルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

かかりません。

自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）に基づき、収益分配金を再投資する場合も、手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありませぬ。

(3) 【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年0.154%（税抜0.14%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

運用管理費用（信託報酬）の実質的な配分は以下のとおりです。

<内訳>

配分	料率（年率）
委託会社	0.077%（税抜0.07%）
販売会社	0.055%（税抜0.05%）
受託会社	0.022%（税抜0.02%）
合計	0.154%（税抜0.14%）

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類（目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等）の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

※販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0055%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更になる場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

I. 確定拠出年金制度に基づく取得にかかる課税の取扱いについて

確定拠出年金制度に関する掛金、積立金および給付については、所得税法、法人税法、相続税法および地方税法ならびにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税ならびに道府県民税（都民税を含む。）および市町村民税（特別区民税を含む。）の課税について必要な措置を講ずる（確定拠出年金法第86条）とされており、運用段階においては非課税となります。

したがって、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金制度に関する当該ファンドの期中収益分配金、一部解約による解約差益、償還時の差益のいずれも非課税となります。

II. 販売会社を通じて取得した場合の課税について

①個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

<収益分配金の課税>

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

税率
20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

<一部解約時および償還時の課税>

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。

原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

税率
20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

税率
15.315%（所得税のみ）

②個別元本について

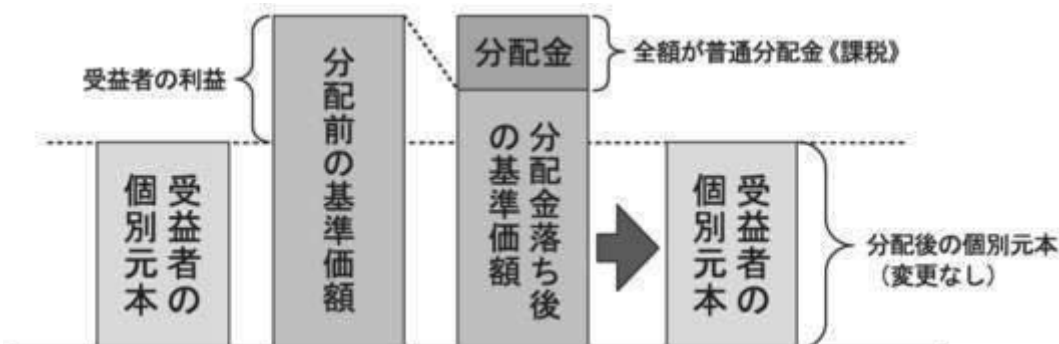
1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③収益分配金について

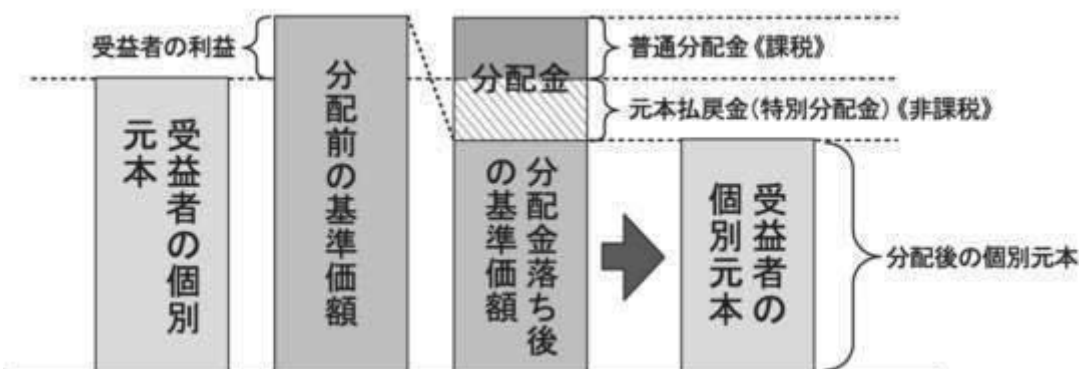
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

1. の場合



2. の場合



※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※課税上は、株式投資信託として取扱われます。

※当ファンドは配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象であり、当ファンドは「つみたてNISA（非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度）」の適用対象です。

※2024年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。当ファンドは、2024年1月よりNISAの「特定非課税管理勘定（成長投資枠）」および「特定累積投資勘定（つみたて投資枠）」の対象となる予定です。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

< 現行の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニア NISA（ニーサ）」をご利用の場合 >
毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、2024年1月からは新しいNISA 制度がスタートし、現行 NISA での新規の買付けは出来なくなります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

※新しいNISA（少額投資非課税制度）について

2024年1月より NISA 制度が新しくなり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、無期限で非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2023年9月29日現在のもので、税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

以下は2023年9月29日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

※マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

(1) 【投資状況】

明治安田DC・TOPIXインデックスファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,392,318,637	99.90
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,426,803	0.10
合計(純資産総額)		1,393,745,440	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

明治安田DC・TOPIXインデックスファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田TOPIX マザーファンド	331,788,828	4.3485	1,442,809,560	4.1964	1,392,318,637	99.90

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.90
合計	99.90

② 【投資不動産物件】

明治安田DC・TOPIXインデックスファンド

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

明治安田DC・TOPIXインデックスファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

明治安田DC・TOPIXインデックスファンド

期別	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2021年 9月16日)	436,629,388	436,629,388	11,815	11,815
第2期計算期間末 (2022年 9月16日)	921,208,200	921,208,200	11,210	11,210
第3期計算期間末 (2023年 9月19日)	1,415,871,746	1,415,871,746	14,416	14,416
2022年 9月末日	905,108,207	—	10,730	—
10月末日	964,490,796	—	11,271	—
11月末日	975,454,016	—	11,606	—
12月末日	953,787,223	—	11,075	—
2023年 1月末日	1,021,688,222	—	11,561	—
2月末日	1,031,062,834	—	11,670	—
3月末日	1,097,522,504	—	11,866	—
4月末日	1,131,111,768	—	12,184	—
5月末日	1,166,007,562	—	12,621	—
6月末日	1,285,118,907	—	13,570	—
7月末日	1,318,223,722	—	13,776	—
8月末日	1,371,349,627	—	13,833	—
9月末日	1,393,745,440	—	13,905	—

②【分配の推移】

明治安田DC・TOPIXインデックスファンド

期	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1期計算期間	2020年12月15日～2021年 9月16日	0
第2期計算期間	2021年 9月17日～2022年 9月16日	0
第3期計算期間	2022年 9月17日～2023年 9月19日	0

③【収益率の推移】

明治安田DC・TOPIXインデックスファンド

期	計算期間	収益率 (%)
第1期計算期間	2020年12月15日～2021年 9月16日	18.15
第2期計算期間	2021年 9月17日～2022年 9月16日	△5.12
第3期計算期間	2022年 9月17日～2023年 9月19日	28.60

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

明治安田DC・TOPIXインデックスファンド

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期計算期間	2020年12月15日～2021年 9月16日	434,452,476	64,910,066
第2期計算期間	2021年 9月17日～2022年 9月16日	729,449,003	277,197,973
第3期計算期間	2022年 9月17日～2023年 9月19日	468,164,856	307,777,085

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

(1) 投資状況

明治安田TOPIXマザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	18,180,722,750	92.47
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,480,883,895	7.53
合計(純資産総額)		19,661,606,645	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	1,463,805,000	7.44

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

明治安田TOPIXマザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	302,600	1,920.77	581,225,983	2,677.50	810,211,500	4.12
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	39,000	11,781.22	459,467,619	12,240.00	477,360,000	2.43
3	日本	株式	三菱UFJ フィナンシャル・グループ	銀行業	340,500	942.77	321,015,168	1,268.50	431,924,250	2.20
4	日本	株式	日本電信電話	情報・ 通信業	1,780,600	159.43	283,888,051	176.60	314,453,960	1.60
5	日本	株式	キーエンス	電気機器	5,500	60,530.58	332,918,196	55,500.00	305,250,000	1.55
6	日本	株式	三井住友 フィナンシャルグループ	銀行業	38,600	5,931.79	228,967,396	7,347.00	283,594,200	1.44
7	日本	株式	三菱商事	卸売業	35,600	5,114.10	182,062,300	7,128.00	253,756,800	1.29
8	日本	株式	日立製作所	電気機器	27,000	7,158.75	193,286,448	9,275.00	250,425,000	1.27
9	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	11,800	16,353.09	192,966,548	20,440.00	241,192,000	1.23
10	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	48,900	4,348.04	212,619,457	4,641.00	226,944,900	1.15
11	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	133,800	1,220.77	163,340,255	1,682.00	225,051,600	1.14
12	日本	株式	三井物産	卸売業	40,800	4,234.80	172,779,840	5,423.00	221,258,400	1.13
13	日本	株式	任天堂	その他製品	34,800	5,228.44	181,949,835	6,230.00	216,804,000	1.10
14	日本	株式	信越化学工業	化学	46,000	4,127.58	189,868,850	4,343.00	199,778,000	1.02
15	日本	株式	第一三共	医薬品	48,400	4,394.30	212,684,129	4,106.00	198,730,400	1.01
16	日本	株式	みずほ フィナンシャルグループ	銀行業	78,200	2,124.85	166,163,594	2,541.00	198,706,200	1.01
17	日本	株式	KDDI	情報・ 通信業	42,800	4,124.28	176,519,400	4,577.00	195,895,600	1.00
18	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	35,900	4,369.97	156,882,100	5,406.00	194,075,400	0.99
19	日本	株式	リクルート ホールディングス	サービス業	42,100	3,618.45	152,336,811	4,609.00	194,038,900	0.99

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
20	日本	株式	東京海上 ホールディングス	保険業	53,700	2,897.92	155,618,700	3,465.00	186,070,500	0.95
21	日本	株式	H O Y A	精密機器	11,700	14,316.79	167,506,500	15,325.00	179,302,500	0.91
22	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・ 通信業	27,300	5,415.70	147,848,700	6,335.00	172,945,500	0.88
23	日本	株式	ダイキン工業	機械	6,600	23,892.89	157,693,074	23,475.00	154,935,000	0.79
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・ 通信業	89,000	1,547.67	137,743,000	1,690.50	150,454,500	0.77
25	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	30,300	4,500.14	136,354,414	4,909.00	148,742,700	0.76
26	日本	株式	村田製作所	電気機器	50,100	2,569.24	128,719,400	2,734.00	136,973,400	0.70
27	日本	株式	SMC	機械	1,800	71,099.56	127,979,214	66,980.00	120,564,000	0.61
28	日本	株式	セブン&アイ・ ホールディングス	小売業	20,200	6,172.07	124,676,000	5,855.00	118,271,000	0.60
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	33,000	2,780.48	91,755,840	3,440.00	113,520,000	0.58
30	日本	株式	パナソニック ホールディングス	電気機器	65,800	1,257.90	82,770,369	1,682.00	110,675,600	0.56

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.10
		鉱業	0.38
		建設業	1.92
		食料品	3.11
		繊維製品	0.40
		パルプ・紙	0.17
		化学	5.35
		医薬品	4.75
		石油・石炭製品	0.47
		ゴム製品	0.66
		ガラス・土石製品	0.61
		鉄鋼	0.93
		非鉄金属	0.58
		金属製品	0.48
		機械	4.95
		電気機器	15.65
		輸送用機器	8.20
		精密機器	2.11
		その他製品	2.07
		電気・ガス業	1.30
		陸運業	2.70
		海運業	0.63
		空運業	0.44
		倉庫・運輸関連業	0.13
		情報・通信業	7.42
		卸売業	6.12
		小売業	4.03
		銀行業	6.60
		証券、商品先物取引業	0.74
		保険業	2.24
その他金融業	1.12		
不動産業	1.80		
サービス業	4.33		
合計			92.47

②投資不動産物件

明治安田TOPIXマザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

明治安田TOPIXマザーファンド

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	大阪取引所	TOPIX先物	買建	63	日本円	1,480,705,440	1,463,805,000	7.44

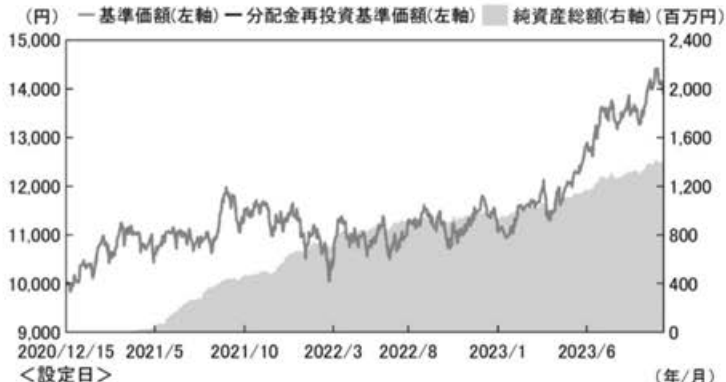
(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

《参考情報》

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2023年9月29日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2023年9月	0円
2022年9月	0円
2021年9月	0円
—	—
—	—

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

設定来累計	0円
基準価額	13,905円
純資産総額	1,393百万円

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率 (%)
明治安田TOPIXマザーファンド	99.90
その他の資産 (負債控除後)	0.10
合計 (純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄 (マザーファンド)

銘柄名	業種	投資比率 (%)
1 トヨタ自動車	輸送用機器	4.12
2 ソニーグループ	電気機器	2.43
3 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.20
4 日本電信電話	情報・通信業	1.60
5 キーエンス	電気機器	1.55
6 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.44
7 三菱商事	卸売業	1.29
8 日立製作所	電気機器	1.27
9 東京エレクトロン	電気機器	1.23
10 武田薬品工業	医薬品	1.15

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※当ファンドのベンチマークは、TOPIX (東証株価指数) です。

※収益率は分配金 (税引前) を再投資したものととして算出しています。

※2019年まではベンチマークの年間収益率です。

※2020年は設定日 (2020年12月15日) から年末まで、2023年は9月末までの収益率を表示しています。

※ベンチマークの情報はあくまでも参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの運用実績はあくまでも過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(2) 申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

※確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、当該運営管理機関の取決めにしたがいいます。

(3) 申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

取得申込者は、申込代金（申込金額（取得申込受付日基準価額に申込口数を乗じた額）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した額）を、販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

受益者が、自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

(4) 申込手数料

かかりません。

自動継続投資契約に基づき、収益分配金を再投資する場合も、手数料はかかりません。

※受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

■確定拠出年金制度を利用して購入される場合は、当該運営管理機関の取決めにしたがいください。

※前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

2 【換金（解約）手続等】

信託の一部解約（解約請求制）

（1）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（2）解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。

（3）解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

（4）解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

当該金額は請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

（5）信託財産留保額

ありません。

（6）解約に関する留意点

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして規定に準じて計算された価額とします。信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

※買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

■確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受け付けは、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

※前記において「解約」を「換金」ということがあります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の終値で評価します。 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時） ホームページアドレス： https://www.myam.co.jp/
--

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年9月17日から翌年9月16日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2021年9月16日までとします。

※各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5) 【その他】

①信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 前記2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2. から4. までの手続を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「⑦信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託

会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「⑦信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑦信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1. の事項（前記1. の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記2. から6. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑧反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、前記「①信託の終了および繰上償還条項」に規定する信託契約の解約または「⑦信託約款の変更」に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑨運用報告書

委託会社は、決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

⑩その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。

⑪公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑫関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）の収益分配金は、販売会社を通じて、決算日の基準価額で翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

②償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

③受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

(4) 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

ただし、この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(2022年9月17日から2023年9月19日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年11月17日

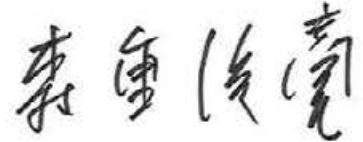
明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田DC・TOPIXインデックスファンドの2022年9月17日から2023年9月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田DC・TOPIXインデックスファンドの2023年9月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

【明治安田DC・TOPIXインデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2022年9月16日現在	第3期 2023年9月19日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,668,796	-
コール・ローン	-	4,958,954
親投資信託受益証券	920,263,858	1,414,449,560
未収入金	200,000	2,750,000
流動資産合計	922,132,654	1,422,158,514
資産合計	922,132,654	1,422,158,514
負債の部		
流動負債		
未払解約金	219,413	5,286,788
未払受託者報酬	97,247	137,943
未払委託者報酬	583,423	827,594
未払利息	-	14
その他未払費用	24,371	34,429
流動負債合計	924,454	6,286,768
負債合計	924,454	6,286,768
純資産の部		
元本等		
元本	821,793,440	982,181,211
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	99,414,760	433,690,535
(分配準備積立金)	34,405,145	276,292,850
元本等合計	921,208,200	1,415,871,746
純資産合計	921,208,200	1,415,871,746
負債純資産合計	922,132,654	1,422,158,514

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期		第3期	
	自 2021年9月17日 至 2022年9月16日		自 2022年9月17日 至 2023年9月19日	
営業収益				
受取利息		-		19
有価証券売買等損益		△14,185,486		305,855,702
営業収益合計		△14,185,486		305,855,721
営業費用				
支払利息		-		1,471
受託者報酬		159,902		244,284
委託者報酬		959,301		1,465,575
その他費用		42,492		62,576
営業費用合計		1,161,695		1,773,906
営業利益又は営業損失(△)		△15,347,181		304,081,815
経常利益又は経常損失(△)		△15,347,181		304,081,815
当期純利益又は当期純損失(△)		△15,347,181		304,081,815
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△8,348,241		36,668,588
期首剰余金又は期首欠損金(△)		67,086,978		99,414,760
剰余金増加額又は欠損金減少額		79,624,241		108,032,707
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		79,624,241		108,032,707
剰余金減少額又は欠損金増加額		40,297,519		41,170,159
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		40,297,519		41,170,159
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		99,414,760		433,690,535

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は 2022 年 9 月 17 日から 2023 年 9 月 19 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第 2 期 2022 年 9 月 16 日現在		第 3 期 2023 年 9 月 19 日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	821,793,440 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	982,181,211 口
2. 1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	1.1210 円 (11,210 円)	2. 1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	1.4416 円 (14,416 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 2 期 自 2021 年 9 月 17 日 至 2022 年 9 月 16 日		第 3 期 自 2022 年 9 月 17 日 至 2023 年 9 月 19 日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	14,958,651 円	A 費用控除後の配当等収益額	26,007,336 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	225,742,161 円
C 収益調整金額	65,009,615 円	C 収益調整金額	157,397,685 円
D 分配準備積立金額	19,446,494 円	D 分配準備積立金額	24,543,353 円
E 当ファンドの分配対象収益額	99,414,760 円	E 当ファンドの分配対象収益額	433,690,535 円
F 当ファンドの期末残存口数	821,793,440 口	F 当ファンドの期末残存口数	982,181,211 口
G 10,000 口当たり収益分配対象額	1,209 円	G 10,000 口当たり収益分配対象額	4,415 円
H 10,000 口当たり分配金額	-円	H 10,000 口当たり分配金額	-円
I 収益分配金金額	-円	I 収益分配金金額	-円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第 2 期 自 2021 年 9 月 17 日 至 2022 年 9 月 16 日	第 3 期 自 2022 年 9 月 17 日 至 2023 年 9 月 19 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。</p> <p>市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。</p> <p>信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。</p> <p>また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左
------------------------	--	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第2期 2022年9月16日現在	第3期 2023年9月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>有価証券 売買目的有価証券</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>有価証券 売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第2期 自 2021年9月17日 至 2022年9月16日	第3期 自 2022年9月17日 至 2023年9月19日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△9,945,907	287,435,032
合計	△9,945,907	287,435,032

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 2021年9月17日 至 2022年9月16日	第3期 自 2022年9月17日 至 2023年9月19日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第2期 自 2021年9月17日 至 2022年9月16日	第3期 自 2022年9月17日 至 2023年9月19日
期首元本額	369,542,410 円	821,793,440 円
期中追加設定元本額	729,449,003 円	468,164,856 円
期中一部解約元本額	277,197,973 円	307,777,085 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田TOPIXマザーファンド	325,115,975	1,414,449,560	
合計		325,115,975	1,414,449,560	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「明治安田TOPIXマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田TOPIXマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年9月19日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,246,010,742
株式	19,029,325,750
派生商品評価勘定	31,243,360
未収入金	71,294
未収配当金	7,552,509
差入委託証拠金	22,505,000
流動資産合計	20,336,708,655
資産合計	20,336,708,655
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,280,000
未払利息	3,682
その他未払費用	978
流動負債合計	3,284,660
負債合計	3,284,660
純資産の部	
元本等	
元本	4,673,659,003
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	15,659,764,992
元本等合計	20,333,423,995
純資産合計	20,333,423,995
負債純資産合計	20,336,708,655

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2023年9月19日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022年9月17日
期首元本額	5,343,261,918円
期末元本額	4,673,659,003円
期中追加設定元本額	634,020,707円
期中一部解約元本額	1,303,623,622円
元本の内訳※	
明治安田DC・TOPIXインデックスファンド	325,115,975円
明治安田TOPIXオープン	43,720,885円
明治安田DC・TOPIXオープン	2,070,037,553円
明治安田日本株式パッシブPファンド（適格機関投資家私募）	2,234,784,590円
2. 1口当たり純資産額	4.3506円
(10,000口当たり純資産額)	(43,506円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	1,000	4,065.00	4,065,000	
ニッスイ	7,500	763.80	5,728,500	
マルハニチロ	1,000	2,650.00	2,650,000	
サカタのタネ	1,000	4,460.00	4,460,000	
ホクト	1,500	1,854.00	2,781,000	
日鉄鉱業	300	5,580.00	1,674,000	
三井松島ホールディングス	600	2,950.00	1,770,000	
I N P E X	29,100	2,358.00	68,617,800	
石油資源開発	900	5,910.00	5,319,000	
ショーボンドホールディングス	1,000	5,920.00	5,920,000	
ミライト・ワン	2,200	2,056.00	4,523,200	
安藤・間	4,300	1,270.00	5,461,000	
東急建設	2,200	847.00	1,863,400	
コムシスホールディングス	1,500	3,265.00	4,897,500	
高松コンストラクショングループ	500	2,770.00	1,385,000	
東建コーポレーション	300	8,050.00	2,415,000	
大成建設	5,000	5,360.00	26,800,000	
大林組	18,300	1,413.00	25,857,900	
清水建設	14,400	1,055.00	15,192,000	
飛島建設	3,700	1,433.00	5,302,100	
長谷工コーポレーション	4,900	1,974.00	9,672,600	
鹿島建設	11,900	2,596.00	30,892,400	
不動テトラ	2,900	2,054.00	5,956,600	
鉄建建設	2,000	2,247.00	4,494,000	
西松建設	1,000	3,898.00	3,898,000	
三井住友建設	8,100	427.00	3,458,700	
大豊建設	400	4,135.00	1,654,000	
奥村組	700	4,705.00	3,293,500	
東鉄工業	800	3,035.00	2,428,000	

戸田建設	6,200	845.10	5,239,620
熊谷組	800	3,495.00	2,796,000
矢作建設工業	2,000	1,366.00	2,732,000
東亜道路工業	600	5,300.00	3,180,000
日本道路	200	9,740.00	1,948,000
東亜建設工業	800	3,815.00	3,052,000
若築建設	600	3,170.00	1,902,000
東洋建設	2,300	1,183.00	2,720,900
五洋建設	7,700	950.00	7,315,000
世紀東急工業	2,000	1,708.00	3,416,000
福田組	500	4,910.00	2,455,000
住友林業	4,500	4,270.00	19,215,000
大和ハウス工業	14,900	4,201.00	62,594,900
ライト工業	1,200	2,072.00	2,486,400
積水ハウス	16,300	3,124.00	50,921,200
関電工	1,500	1,374.00	2,061,000
きんでん	2,800	2,244.00	6,283,200
住友電設	500	2,904.00	1,452,000
日本電設工業	900	2,338.00	2,104,200
エクシオグループ	1,700	3,204.00	5,446,800
九電工	1,100	4,660.00	5,126,000
三機工業	1,100	1,661.00	1,827,100
日揮ホールディングス	5,300	2,250.50	11,927,650
太平電業	400	4,085.00	1,634,000
高砂熱学工業	1,000	2,954.00	2,954,000
明星工業	1,800	1,062.00	1,911,600
大気社	400	4,810.00	1,924,000
日比谷総合設備	800	2,359.00	1,887,200
インフロニア・ホールディングス	5,200	1,623.00	8,439,600
レイズネクスト	1,400	1,550.00	2,170,000
ニッポン	700	2,180.00	1,526,000
日清製粉グループ本社	4,900	1,965.50	9,630,950
昭和産業	300	3,125.00	937,500
日本甜菜製糖	2,200	1,955.00	4,301,000
DM三井製糖ホールディングス	700	3,125.00	2,187,500
森永製菓	1,000	5,382.00	5,382,000

江崎グリコ	1,300	4,089.00	5,315,700
不二家	1,000	2,525.00	2,525,000
山崎製パン	3,700	2,852.50	10,554,250
亀田製菓	400	4,350.00	1,740,000
寿スピリッツ	600	11,740.00	7,044,000
カルビー	2,500	2,979.00	7,447,500
森永乳業	1,000	5,861.00	5,861,000
ヤクルト本社	4,000	7,581.00	30,324,000
明治ホールディングス	6,500	3,737.00	24,290,500
雪印メグミルク	1,100	2,329.00	2,561,900
プリマハム	600	2,520.00	1,512,000
日本ハム	1,800	4,595.00	8,271,000
丸大食品	1,500	1,703.00	2,554,500
S Foods	700	3,435.00	2,404,500
伊藤ハム米久ホールディングス	1,000	820.00	820,000
サッポロホールディングス	2,000	4,716.00	9,432,000
アサヒグループホールディングス	12,500	5,927.00	74,087,500
キリンホールディングス	22,700	2,137.00	48,509,900
宝ホールディングス	3,100	1,257.00	3,896,700
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	3,400	2,067.00	7,027,800
サントリー食品インターナショナル	3,800	4,708.00	17,890,400
ダイドーグループホールディングス	400	5,760.00	2,304,000
伊藤園	1,800	4,906.00	8,830,800
キーコーヒー	1,800	2,033.00	3,659,400
日清オイリオグループ	700	4,375.00	3,062,500
不二製油グループ本社	900	2,330.00	2,097,000
J-オイルミルズ	900	1,843.00	1,658,700
キッコーマン	3,600	8,460.00	30,456,000
味の素	13,300	5,850.00	77,805,000
キュービー	2,900	2,463.50	7,144,150
ハウス食品グループ本社	1,400	3,166.00	4,432,400
カゴメ	2,500	3,318.00	8,295,000
アリアケジャパン	500	5,090.00	2,545,000
ニチレイ	2,500	3,560.00	8,900,000
東洋水産	2,800	5,947.00	16,651,600

日清食品ホールディングス	1,900	12,475.00	23,702,500
フジッコ	1,400	1,960.00	2,744,000
ロック・フィールド	2,400	1,636.00	3,926,400
日本たばこ産業	33,000	3,384.00	111,672,000
わらべや日洋ホールディングス	800	2,917.00	2,333,600
ユーグレナ	4,200	810.00	3,402,000
グンゼ	500	4,645.00	2,322,500
東洋紡	1,900	1,118.50	2,125,150
富士紡ホールディングス	600	3,765.00	2,259,000
倉敷紡績	900	2,572.00	2,314,800
日本毛織	1,300	1,375.00	1,787,500
帝国繊維	1,100	1,968.00	2,164,800
帝人	4,700	1,612.00	7,576,400
東レ	36,300	837.50	30,401,250
セーレン	1,200	2,362.00	2,834,400
小松マテーレ	2,000	771.00	1,542,000
ワコールホールディングス	700	3,310.00	2,317,000
ホギメディカル	900	3,255.00	2,929,500
T S I ホールディングス	3,600	825.00	2,970,000
ワールド	1,200	1,713.00	2,055,600
オンワードホールディングス	4,500	550.00	2,475,000
ゴールドウイン	1,000	10,840.00	10,840,000
デサント	1,000	3,815.00	3,815,000
特種東海製紙	500	3,550.00	1,775,000
王子ホールディングス	19,700	677.60	13,348,720
日本製紙	3,100	1,424.00	4,414,400
北越コーポレーション	3,800	1,073.00	4,077,400
大王製紙	2,600	1,309.50	3,404,700
レンゴー	4,000	1,055.50	4,222,000
トーモク	1,000	2,536.00	2,536,000
ザ・バック	600	3,285.00	1,971,000
クラレ	7,200	1,736.00	12,499,200
旭化成	32,900	1,002.50	32,982,250
レゾナック・ホールディングス	5,200	2,548.50	13,252,200
住友化学	39,800	434.00	17,273,200
住友精化	400	4,810.00	1,924,000

日産化学	2,500	6,686.00	16,715,000
クレハ	400	8,710.00	3,484,000
石原産業	1,700	1,561.00	2,653,700
日本曹達	600	5,760.00	3,456,000
東ソー	6,900	2,028.00	13,993,200
トクヤマ	1,500	2,494.50	3,741,750
セントラル硝子	1,100	3,125.00	3,437,500
東亜合成	2,300	1,388.00	3,192,400
大阪ソーダ	400	6,560.00	2,624,000
関東電化工業	2,900	912.00	2,644,800
デンカ	1,900	2,893.00	5,496,700
信越化学工業	46,000	4,647.00	213,762,000
堺化学工業	1,300	2,148.00	2,792,400
エア・ウォーター	5,000	1,905.50	9,527,500
日本酸素ホールディングス	5,500	3,608.00	19,844,000
日本パーカライジング	1,200	1,184.00	1,420,800
四国化成ホールディングス	1,500	1,527.00	2,290,500
ステラ ケミファ	1,200	3,220.00	3,864,000
日本触媒	700	5,670.00	3,969,000
大日精化工業	800	2,411.00	1,928,800
カネカ	1,000	4,222.00	4,222,000
三菱瓦斯化学	3,700	2,150.00	7,955,000
三井化学	4,600	3,959.00	18,211,400
J S R	5,400	4,048.00	21,859,200
東京応化工業	900	9,173.00	8,255,700
三菱ケミカルグループ	36,200	980.80	35,504,960
KHネオケム	1,100	2,403.00	2,643,300
ダイセル	7,700	1,322.50	10,183,250
住友ベークライト	800	6,526.00	5,220,800
積水化学工業	10,700	2,271.50	24,305,050
日本ゼオン	3,300	1,723.50	5,687,550
アイカ工業	1,100	3,455.00	3,800,500
UBE	1,900	2,694.50	5,119,550
積水樹脂	800	2,369.00	1,895,200
タキロンシーアイ	3,500	589.00	2,061,500
旭有機材	600	3,845.00	2,307,000

リケンテクノス	4,300	758.00	3,259,400
大倉工業	1,600	2,638.00	4,220,800
ダイキョーニシカラ	2,000	865.00	1,730,000
日本化薬	2,800	1,308.50	3,663,800
扶桑化学工業	600	3,990.00	2,394,000
トリケミカル研究所	1,100	3,070.00	3,377,000
ADEKA	1,700	2,786.00	4,736,200
日油	1,700	6,577.00	11,180,900
花王	12,600	5,623.00	70,849,800
三洋化成工業	200	4,200.00	840,000
大日本塗料	5,000	1,001.00	5,005,000
日本ペイントホールディングス	29,600	1,116.50	33,048,400
関西ペイント	4,400	2,218.00	9,759,200
中国塗料	2,000	1,440.00	2,880,000
太陽ホールディングス	1,100	2,631.00	2,894,100
DIC	1,300	2,512.00	3,265,600
サカタインクス	1,800	1,391.00	2,503,800
東洋インキSCホールディングス	800	2,417.00	1,933,600
T&K TOKA	1,700	1,430.00	2,431,000
富士フイルムホールディングス	10,600	9,113.00	96,597,800
資生堂	11,600	5,702.00	66,143,200
ライオン	6,800	1,471.00	10,002,800
高砂香料工業	600	3,045.00	1,827,000
マンダム	1,700	1,437.00	2,442,900
ミルボン	800	4,715.00	3,772,000
ファンケル	2,400	2,436.00	5,846,400
コーセー	1,100	11,920.00	13,112,000
ポーラ・オルビスホールディングス	2,700	1,816.50	4,904,550
ノエビアホールディングス	400	5,700.00	2,280,000
コニシ	1,400	2,642.00	3,698,800
長谷川香料	1,200	3,435.00	4,122,000
小林製薬	1,600	6,946.00	11,113,600
メック	700	3,770.00	2,639,000
タカラバイオ	1,400	1,418.00	1,985,200
JCU	800	3,260.00	2,608,000
デクセリアルズ	1,600	3,734.00	5,974,400

アース製薬	500	4,935.00	2,467,500
クミアイ化学工業	2,700	1,133.00	3,059,100
日本農薬	2,200	695.00	1,529,000
有沢製作所	3,300	1,079.00	3,560,700
日東電工	4,000	10,160.00	40,640,000
藤森工業	600	3,965.00	2,379,000
前澤化成工業	3,300	1,535.00	5,065,500
エフピコ	1,100	2,607.50	2,868,250
天馬	600	2,623.00	1,573,800
ニフコ	1,900	4,215.00	8,008,500
バルカー	900	4,320.00	3,888,000
ユニ・チャーム	11,700	5,505.00	64,408,500
協和キリン	6,800	2,702.00	18,373,600
武田薬品工業	48,900	4,829.00	236,138,100
アステラス製薬	52,200	2,198.00	114,735,600
住友ファーマ	4,200	552.50	2,320,500
塩野義製薬	7,000	6,744.00	47,208,000
日本新薬	1,300	6,647.00	8,641,100
中外製薬	17,400	4,458.00	77,569,200
科研製薬	700	3,616.00	2,531,200
エーザイ	6,800	8,934.00	60,751,200
ロート製薬	5,500	4,093.00	22,511,500
小野薬品工業	10,700	2,926.50	31,313,550
久光製薬	1,200	5,332.00	6,398,400
持田製薬	600	3,435.00	2,061,000
参天製薬	9,900	1,431.00	14,166,900
ツムラ	1,600	2,783.00	4,452,800
キッセイ薬品工業	800	3,460.00	2,768,000
生化学工業	3,200	832.00	2,662,400
栄研化学	1,300	1,426.00	1,853,800
鳥居薬品	400	3,860.00	1,544,000
JCRファーマ	2,400	1,452.00	3,484,800
東和薬品	1,000	2,894.00	2,894,000
ゼリア新薬工業	1,000	2,372.00	2,372,000
そーせいグループ	2,000	1,606.00	3,212,000
第一三共	48,400	4,055.00	196,262,000

杏林製薬	900	1,834.00	1,650,600
ダイト	1,400	2,424.00	3,393,600
大塚ホールディングス	11,500	5,570.00	64,055,000
大正製薬ホールディングス	1,100	6,233.00	6,856,300
ペプチドリーム	2,900	1,657.00	4,805,300
あすか製薬ホールディングス	1,200	1,659.00	1,990,800
サワイグループホールディングス	1,200	4,601.00	5,521,200
日本コークス工業	17,500	129.00	2,257,500
ニチレキ	1,100	2,059.00	2,264,900
出光興産	6,100	3,655.00	22,295,500
E N E O Sホールディングス	92,600	637.60	59,041,760
コスモエネルギーホールディングス	2,300	5,830.00	13,409,000
横浜ゴム	2,800	3,303.00	9,248,400
TOYO TIRE	3,100	2,415.50	7,488,050
ブリヂストン	16,200	6,111.00	98,998,200
住友ゴム工業	5,100	1,707.50	8,708,250
オカモト	500	5,070.00	2,535,000
ニッタ	400	3,530.00	1,412,000
住友理工	1,200	1,183.00	1,419,600
三ツ星ベルト	800	5,000.00	4,000,000
バンドー化学	1,600	1,719.00	2,750,400
日東紡績	700	3,575.00	2,502,500
A G C	5,100	5,380.00	27,438,000
日本板硝子	4,000	834.00	3,336,000
日本電気硝子	1,800	2,699.50	4,859,100
住友大阪セメント	800	3,911.00	3,128,800
太平洋セメント	3,000	2,833.50	8,500,500
三谷セキサン	300	5,140.00	1,542,000
東海カーボン	4,900	1,219.00	5,973,100
日本カーボン	600	4,595.00	2,757,000
東洋炭素	500	5,690.00	2,845,000
ノリタケカンパニーリミテド	400	6,570.00	2,628,000
T O T O	3,600	3,965.00	14,274,000
日本碍子	5,700	2,033.50	11,590,950
日本特殊陶業	4,100	3,587.00	14,706,700
M A R U W A	200	24,140.00	4,828,000

品川リフラクトリーズ	300	8,470.00	2,541,000
黒崎播磨	200	10,220.00	2,044,000
フジミインコーポレーテッド	1,400	3,115.00	4,361,000
ニチアス	1,100	3,120.00	3,432,000
ニチハ	600	3,135.00	1,881,000
日本製鉄	25,400	3,750.00	95,250,000
神戸製鋼所	11,500	2,160.00	24,840,000
合同製鐵	500	5,130.00	2,565,000
J F Eホールディングス	15,200	2,314.50	35,180,400
東京製鐵	1,900	1,805.00	3,429,500
共英製鋼	600	2,206.00	1,323,600
大和工業	800	7,456.00	5,964,800
東京鐵鋼	700	3,955.00	2,768,500
淀川製鋼所	400	3,945.00	1,578,000
丸一鋼管	1,400	3,803.00	5,324,200
大同特殊鋼	600	6,463.00	3,877,800
日本冶金工業	700	5,080.00	3,556,000
愛知製鋼	300	4,375.00	1,312,500
大平洋金属	1,000	1,502.00	1,502,000
新日本電工	7,300	305.00	2,226,500
栗本鐵工所	1,100	2,849.00	3,133,900
三菱製鋼	1,200	1,627.00	1,952,400
日本輕金属ホールディングス	1,100	1,797.00	1,976,700
三井金属鉱業	1,500	4,069.00	6,103,500
東邦亜鉛	1,100	1,744.00	1,918,400
三菱マテリアル	3,400	2,632.00	8,948,800
住友金属鉱山	6,600	4,748.00	31,336,800
DOWAホールディングス	1,300	4,996.00	6,494,800
古河機械金属	800	1,813.00	1,450,400
大阪チタニウムテクノロジーズ	1,000	3,245.00	3,245,000
東邦チタニウム	1,300	1,950.00	2,535,000
U A C J	800	3,350.00	2,680,000
古河電氣工業	1,300	2,623.00	3,409,900
住友電氣工業	18,600	1,865.00	34,689,000
フジクラ	6,300	1,249.50	7,871,850
リョービ	800	3,280.00	2,624,000

AREホールディングス	2,600	1,957.00	5,088,200
宮地エンジニアリンググループ	700	6,280.00	4,396,000
トーカロ	1,600	1,433.00	2,292,800
SUMCO	9,900	1,984.50	19,646,550
川田テクノロジーズ	400	6,310.00	2,524,000
東洋製罐グループホールディングス	3,200	2,802.00	8,966,400
横河ブリッジホールディングス	600	2,884.00	1,730,400
三和ホールディングス	4,800	2,126.00	10,204,800
文化シャッター	2,800	1,157.00	3,239,600
三協立山	1,900	947.00	1,799,300
LIXIL	8,100	1,838.00	14,887,800
ノーリツ	1,100	1,619.00	1,780,900
長府製作所	600	2,126.00	1,275,600
リンナイ	3,000	2,831.50	8,494,500
岡部	3,900	760.00	2,964,000
東プレ	1,000	1,847.00	1,847,000
高周波熱錬	3,000	1,074.00	3,222,000
パイオラックス	1,100	2,469.00	2,715,900
日本発條	4,500	1,183.50	5,325,750
三益半導体工業	500	2,793.00	1,396,500
日本製鋼所	1,600	3,031.00	4,849,600
三浦工業	2,300	3,231.00	7,431,300
タクマ	1,800	1,615.00	2,907,000
ツガミ	2,000	1,221.00	2,442,000
オークマ	400	7,103.00	2,841,200
芝浦機械	700	4,170.00	2,919,000
アマダ	7,100	1,620.50	11,505,550
アイダエンジニアリング	1,700	1,036.00	1,761,200
FUJ I	2,100	2,479.50	5,206,950
牧野フライス製作所	600	6,960.00	4,176,000
オーエスジー	2,200	1,851.00	4,072,200
旭ダイヤモンド工業	2,700	930.00	2,511,000
DMG森精機	3,200	2,753.00	8,809,600
ソディック	3,800	769.00	2,922,200
ディスコ	2,700	26,340.00	71,118,000
島精機製作所	1,200	1,945.00	2,334,000

オプトラン	1,100	1,861.00	2,047,100
やまびこ	1,300	1,527.00	1,985,100
平田機工	400	7,670.00	3,068,000
ナブテスコ	3,300	2,770.00	9,141,000
三井海洋開発	1,000	2,090.00	2,090,000
レオン自動機	1,300	1,403.00	1,823,900
SMC	1,800	69,550.00	125,190,000
ホソカワミクロン	700	4,400.00	3,080,000
ユニオンツール	400	3,700.00	1,480,000
オイレス工業	1,400	2,089.00	2,924,600
日精エー・エス・ビー機械	400	4,660.00	1,864,000
サトーホールディングス	1,200	2,136.00	2,563,200
技研製作所	1,000	2,068.00	2,068,000
小松製作所	25,800	4,509.00	116,332,200
住友重機械工業	2,800	3,936.00	11,020,800
日立建機	1,900	4,914.00	9,336,600
日工	6,500	697.00	4,530,500
井関農機	2,200	1,214.00	2,670,800
ローツェ	400	10,560.00	4,224,000
クボタ	29,200	2,405.50	70,240,600
月島ホールディングス	1,200	1,398.00	1,677,600
帝国電機製作所	900	2,700.00	2,430,000
新東工業	1,900	1,156.00	2,196,400
澁谷工業	500	2,619.00	1,309,500
小森コーポレーション	1,700	1,140.00	1,938,000
鶴見製作所	600	3,275.00	1,965,000
荏原製作所	2,200	7,365.00	16,203,000
西島製作所	1,300	2,007.00	2,609,100
ダイキン工業	6,600	24,915.00	164,439,000
オルガノ	900	3,965.00	3,568,500
トーヨーカネツ	800	3,535.00	2,828,000
栗田工業	3,100	5,495.00	17,034,500
椿本チエイン	400	4,060.00	1,624,000
アネスト岩田	1,800	1,225.00	2,205,000
ダイフク	8,500	2,857.50	24,288,750
タダノ	2,700	1,328.00	3,585,600

フジテック	2,000	3,676.00	7,352,000
CKD	1,500	2,120.00	3,180,000
平和	1,600	2,270.00	3,632,000
理想科学工業	600	2,448.00	1,468,800
SANKYO	1,100	6,603.00	7,263,300
日本金銭機械	1,700	1,019.00	1,732,300
フクシマガリレイ	500	5,200.00	2,600,000
ダイコク電機	500	5,780.00	2,890,000
竹内製作所	1,100	5,130.00	5,643,000
アマノ	1,400	3,398.00	4,757,200
マックス	700	2,781.00	1,946,700
グローリー	1,200	3,214.00	3,856,800
新晃工業	1,200	2,098.00	2,517,600
大和冷機工業	1,100	1,474.00	1,621,400
セガサミーホールディングス	4,400	2,778.50	12,225,400
リケン	800	3,550.00	2,840,000
T P R	900	1,938.00	1,744,200
ツバキ・ナカシマ	2,300	819.00	1,883,700
ホンザキ	3,200	5,775.00	18,480,000
日本精工	9,100	881.30	8,019,830
NTN	11,500	295.30	3,395,950
ジェイテクト	4,200	1,506.00	6,325,200
不二越	500	4,225.00	2,112,500
日本トムソン	3,600	579.00	2,084,400
THK	3,000	2,725.00	8,175,000
イーグル工業	1,000	1,838.00	1,838,000
日本ピラー工業	700	4,110.00	2,877,000
キッツ	2,400	1,092.00	2,620,800
マキタ	7,000	4,015.00	28,105,000
日立造船	5,200	900.00	4,680,000
三菱重工業	9,800	8,789.00	86,132,200
I H I	3,600	3,234.00	11,642,400
スター精密	1,300	1,919.00	2,494,700
日清紡ホールディングス	3,500	1,103.50	3,862,250
イビデン	3,300	8,040.00	26,532,000
コニカミノルタ	12,300	501.30	6,165,990

ブラザー工業	7,200	2,535.00	18,252,000
ミネベアミツミ	9,500	2,482.50	23,583,750
日立製作所	27,000	9,947.00	268,569,000
東芝	10,800	4,593.00	49,604,400
三菱電機	57,000	1,930.50	110,038,500
富士電機	3,200	6,953.00	22,249,600
安川電機	6,600	5,761.00	38,022,600
シンフォニアテクノロジー	1,100	1,642.00	1,806,200
明電舎	800	2,271.00	1,816,800
山洋電気	300	6,920.00	2,076,000
デンヨー	600	2,180.00	1,308,000
ソシオネクスト	800	14,830.00	11,864,000
東芝テック	900	3,490.00	3,141,000
マブチモーター	1,300	4,628.00	6,016,400
ニデック	13,600	7,333.00	99,728,800
東光高岳	1,000	2,192.00	2,192,000
ダイヘン	400	5,260.00	2,104,000
JVCケンウッド	6,300	667.00	4,202,100
大崎電気工業	4,100	701.00	2,874,100
オムロン	5,000	6,905.00	34,525,000
日東工業	800	3,880.00	3,104,000
I D E C	1,000	3,095.00	3,095,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	1,700	2,714.50	4,614,650
日本電気	7,900	8,400.00	66,360,000
富士通	5,600	18,665.00	104,524,000
沖電気工業	2,900	1,120.00	3,248,000
サンケン電気	600	9,370.00	5,622,000
アイホン	900	3,135.00	2,821,500
ルネサスエレクトロニクス	36,600	2,264.50	82,880,700
セイコーエプソン	6,900	2,402.50	16,577,250
ワコム	5,100	619.00	3,156,900
アルバック	1,300	5,474.00	7,116,200
日本信号	1,900	972.00	1,846,800
京三製作所	4,600	503.00	2,313,800
能美防災	600	1,856.00	1,113,600
エレコム	1,200	1,801.00	2,161,200

パナソニック ホールディングス	65,800	1,784.00	117,387,200
シャープ	7,300	938.50	6,851,050
アンリツ	3,500	1,102.50	3,858,750
富士通ゼネラル	1,700	2,817.50	4,789,750
ソニーグループ	39,000	12,805.00	499,395,000
TDK	8,900	5,678.00	50,534,200
タムラ製作所	4,500	582.00	2,619,000
アルプスアルパイン	4,800	1,297.00	6,225,600
メイコー	800	3,510.00	2,808,000
ローランド ディー. ジー.	700	3,480.00	2,436,000
ホシデン	1,500	1,957.00	2,935,500
ヒロセ電機	900	17,540.00	15,786,000
日本航空電子工業	1,200	3,065.00	3,678,000
TOA	2,100	1,220.00	2,562,000
マクセル	2,000	1,711.00	3,422,000
古野電気	2,100	1,392.00	2,923,200
アイコム	700	3,435.00	2,404,500
横河電機	6,000	2,999.00	17,994,000
新電元工業	600	3,165.00	1,899,000
アズビル	3,700	4,820.00	17,834,000
日本光電工業	2,500	3,863.00	9,657,500
堀場製作所	1,000	7,975.00	7,975,000
アドバンテスト	4,400	15,955.00	70,202,000
エスペック	800	2,435.00	1,948,000
キーエンス	5,500	57,610.00	316,855,000
日置電機	300	7,420.00	2,226,000
シスメックス	4,800	7,682.00	36,873,600
日本マイクロニクス	1,400	1,986.00	2,780,400
メガチップス	500	4,125.00	2,062,500
OBARA GROUP	400	4,145.00	1,658,000
コーセル	2,000	1,287.00	2,574,000
イリソ電子工業	600	4,330.00	2,598,000
オブテックスグループ	1,300	1,694.00	2,202,200
レーザーテック	2,600	21,635.00	56,251,000
スタンレー電気	3,700	2,482.50	9,185,250
ウシオ電機	2,800	1,847.00	5,171,600

日本セラミック	900	2,608.00	2,347,200
図研	700	4,180.00	2,926,000
日本電子	1,400	4,641.00	6,497,400
カシオ計算機	3,500	1,281.50	4,485,250
ファナック	26,800	4,049.00	108,513,200
エンプラス	300	10,040.00	3,012,000
ローム	2,600	11,385.00	29,601,000
浜松ホトニクス	4,400	6,601.00	29,044,400
三井ハイテック	600	8,090.00	4,854,000
新光電気工業	2,100	5,847.00	12,278,700
京セラ	8,500	7,745.00	65,832,500
太陽誘電	2,700	4,270.00	11,529,000
村田製作所	16,700	8,268.00	138,075,600
ニチコン	1,700	1,362.00	2,315,400
日本ケミコン	1,300	1,462.00	1,900,600
KOA	1,600	1,845.00	2,952,000
小糸製作所	6,400	2,347.00	15,020,800
ミツバ	2,400	811.00	1,946,400
SCREENホールディングス	1,000	13,935.00	13,935,000
キャノン電子	1,100	1,885.00	2,073,500
キャノン	27,600	3,684.00	101,678,400
リコー	13,700	1,339.50	18,351,150
象印マホービン	1,700	1,843.00	3,133,100
東京エレクトロン	11,800	20,750.00	244,850,000
トヨタ紡織	2,000	2,905.50	5,811,000
ユニプレス	1,500	1,288.00	1,932,000
豊田自動織機	4,000	12,595.00	50,380,000
モリタホールディングス	1,200	1,690.00	2,028,000
三櫻工業	2,600	1,004.00	2,610,400
デンソー	11,400	10,285.00	117,249,000
東海理化電機製作所	1,300	2,463.00	3,201,900
川崎重工業	4,200	3,918.00	16,455,600
名村造船所	2,100	969.00	2,034,900
三菱ロジスネクスト	1,000	1,410.00	1,410,000
日産自動車	78,300	710.10	55,600,830
いすゞ自動車	15,800	2,023.50	31,971,300

トヨタ自動車	302,600	2,880.00	871,488,000
日野自動車	7,000	612.00	4,284,000
三菱自動車工業	22,200	662.60	14,709,720
武蔵精密工業	1,600	1,703.00	2,724,800
日産車体	900	923.00	830,700
新明和工業	1,900	1,327.00	2,521,300
極東開発工業	1,000	1,878.00	1,878,000
トピー工業	700	2,711.00	1,897,700
タチエス	1,400	1,861.00	2,605,400
NOK	2,100	2,134.00	4,481,400
フタバ産業	3,100	800.00	2,480,000
KYB	500	5,120.00	2,560,000
大同メタル工業	7,100	585.00	4,153,500
プレス工業	3,900	723.00	2,819,700
太平洋工業	1,600	1,562.00	2,499,200
アイシン	4,000	5,908.00	23,632,000
マツダ	18,200	1,852.50	33,715,500
本田技研工業	44,600	5,407.00	241,152,200
スズキ	10,100	6,291.00	63,539,100
SUBARU	17,400	3,094.00	53,835,600
ヤマハ発動機	7,900	4,127.00	32,603,300
エクセディ	700	2,802.00	1,961,400
豊田合成	1,300	3,475.00	4,517,500
愛三工業	2,000	1,403.00	2,806,000
エフ・シー・シー	1,100	1,978.00	2,175,800
シマノ	2,300	20,470.00	47,081,000
テイ・エス テック	2,200	1,785.50	3,928,100
テルモ	17,000	4,325.00	73,525,000
日機装	1,700	1,038.00	1,764,600
島津製作所	6,600	4,152.00	27,403,200
ブイ・テクノロジー	1,300	2,232.00	2,901,600
東京計器	1,900	1,537.00	2,920,300
東京精密	1,300	7,340.00	9,542,000
マニー	2,300	1,897.00	4,363,100
ニコン	7,900	1,644.50	12,991,550
トプコン	3,100	1,763.00	5,465,300

オリンパス	34,200	2,082.00	71,204,400
理研計器	400	5,900.00	2,360,000
タムロン	500	4,395.00	2,197,500
HOYA	11,700	16,095.00	188,311,500
朝日インテック	6,100	2,915.00	17,781,500
シチズン時計	5,400	953.00	5,146,200
メニコン	2,000	2,058.50	4,117,000
セイコーグループ	1,100	2,759.00	3,034,900
ニプロ	3,900	1,227.00	4,785,300
スノーピーク	1,300	1,380.00	1,794,000
パラマウントベッドホールディングス	1,200	2,424.00	2,908,800
前田工織	700	3,065.00	2,145,500
バンダイナムコホールディングス	15,000	3,264.00	48,960,000
SHOEI	1,500	2,459.00	3,688,500
フランスベッドホールディングス	2,300	1,245.00	2,863,500
パイロットコーポレーション	800	5,072.00	4,057,600
フジシールインターナショナル	1,100	1,808.00	1,988,800
タカラトミー	2,600	2,303.00	5,987,800
大建工業	800	3,045.00	2,436,000
凸版印刷	6,800	3,837.00	26,091,600
大日本印刷	6,200	4,064.00	25,196,800
NISSHA	1,500	1,716.00	2,574,000
アシックス	4,800	5,672.00	27,225,600
ローランド	500	4,030.00	2,015,000
ヤマハ	3,300	4,315.00	14,239,500
ピジョン	3,400	1,693.50	5,757,900
リンテック	100	2,477.00	247,700
イトーキ	2,300	1,464.00	3,367,200
任天堂	34,800	6,451.00	224,494,800
三菱鉛筆	900	1,980.00	1,782,000
タカラスタンダード	700	1,907.00	1,334,900
コクヨ	1,800	2,416.00	4,348,800
グローブライド	700	2,069.00	1,448,300
オカムラ	1,800	2,319.00	4,174,200
美津濃	700	4,860.00	3,402,000
東京電力ホールディングス	49,800	698.90	34,805,220

中部電力	19,800	2,097.50	41,530,500
関西電力	21,300	2,344.00	49,927,200
中国電力	8,800	1,039.00	9,143,200
北陸電力	5,800	923.20	5,354,560
東北電力	13,600	1,110.50	15,102,800
四国電力	4,800	1,112.50	5,340,000
九州電力	12,600	1,073.00	13,519,800
北海道電力	6,100	722.50	4,407,250
沖縄電力	2,200	1,246.00	2,741,200
電源開発	3,600	2,584.00	9,302,400
イーレックス	1,700	847.00	1,439,900
東京瓦斯	11,700	3,562.00	41,675,400
大阪瓦斯	11,000	2,565.00	28,215,000
東邦瓦斯	2,000	2,787.50	5,575,000
北海道瓦斯	1,300	2,446.00	3,179,800
西部ガスホールディングス	1,000	2,113.00	2,113,000
静岡ガス	1,500	1,073.00	1,609,500
メタウォーター	1,000	1,926.00	1,926,000
東武鉄道	6,400	4,106.00	26,278,400
相鉄ホールディングス	2,000	2,971.00	5,942,000
東急	15,400	1,840.00	28,336,000
京浜急行電鉄	6,100	1,358.00	8,283,800
小田急電鉄	8,300	2,337.00	19,397,100
京王電鉄	2,900	5,343.00	15,494,700
京成電鉄	3,600	5,722.00	20,599,200
富士急行	900	5,210.00	4,689,000
東日本旅客鉄道	9,400	8,826.00	82,964,400
西日本旅客鉄道	6,900	6,570.00	45,333,000
東海旅客鉄道	4,300	19,425.00	83,527,500
西武ホールディングス	7,000	1,532.50	10,727,500
鴻池運輸	1,100	2,013.00	2,214,300
西日本鉄道	1,600	2,598.50	4,157,600
ハマキョウレックス	700	4,195.00	2,936,500
サカイ引越センター	300	5,190.00	1,557,000
近鉄グループホールディングス	5,600	4,441.00	24,869,600
阪急阪神ホールディングス	7,400	5,334.00	39,471,600

南海電気鉄道	2,800	2,980.50	8,345,400
京阪ホールディングス	3,000	4,151.00	12,453,000
名古屋鉄道	5,800	2,372.00	13,757,600
山陽電気鉄道	1,300	2,230.00	2,899,000
ヤマトホールディングス	7,100	2,544.50	18,065,950
山九	1,300	5,382.00	6,996,600
丸全昭和運輸	500	4,075.00	2,037,500
センコーグループホールディングス	2,600	1,108.00	2,880,800
ニッコンホールディングス	1,400	3,374.00	4,723,600
福山通運	400	3,830.00	1,532,000
セイノーホールディングス	3,400	2,151.50	7,315,100
AZ-COM丸和ホールディングス	1,500	2,144.00	3,216,000
九州旅客鉄道	3,500	3,258.00	11,403,000
SGホールディングス	10,600	2,045.00	21,677,000
NIPPON EXPRESSホールディングス	1,800	7,770.00	13,986,000
日本郵船	14,900	4,382.00	65,291,800
商船三井	9,800	4,515.00	44,247,000
川崎汽船	4,300	5,560.00	23,908,000
NSユニテッド海運	400	4,380.00	1,752,000
飯野海運	2,600	1,133.00	2,945,800
日本航空	13,400	3,011.00	40,347,400
ANAホールディングス	14,900	3,266.00	48,663,400
トランコム	300	7,580.00	2,274,000
日新	900	2,874.00	2,586,600
三菱倉庫	1,000	4,126.00	4,126,000
三井倉庫ホールディングス	700	4,400.00	3,080,000
住友倉庫	1,400	2,567.00	3,593,800
澁澤倉庫	900	3,410.00	3,069,000
上組	2,500	3,244.00	8,110,000
NECネットエスアイ	2,000	1,997.00	3,994,000
システナ	11,300	278.00	3,141,400
デジタルアーツ	600	4,735.00	2,841,000
日鉄ソリューションズ	1,100	4,290.00	4,719,000
TIS	6,200	3,453.00	21,408,600
グリー	2,700	586.00	1,582,200

コーエーテクモホールディングス	3,400	2,226.50	7,570,100
ポールトゥウィンホールディングス	4,300	573.00	2,463,900
ネクソン	12,300	2,916.00	35,866,800
コロプラ	2,100	661.00	1,388,100
ブロードリーフ	6,500	510.00	3,315,000
SHIFT	400	27,025.00	10,810,000
ティーガイア	500	1,817.00	908,500
テクマトリックス	1,600	1,562.00	2,499,200
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	1,400	2,387.00	3,341,800
GMOペイメントゲートウェイ	1,200	8,427.00	10,112,400
インターネットイニシアティブ	3,400	2,444.50	8,311,300
コムチュア	1,300	2,428.00	3,156,400
ラクス	2,900	2,203.50	6,390,150
チェンジホールディングス	1,800	1,898.00	3,416,400
マネーフォワード	1,300	5,138.00	6,679,400
Appier Group	2,200	1,705.00	3,751,000
野村総合研究所	11,300	4,274.00	48,296,200
インテージホールディングス	1,200	2,195.00	2,634,000
インフォコム	1,000	2,872.00	2,872,000
シンプレクス・ホールディングス	1,200	2,748.00	3,297,600
ラクスル	1,800	1,398.00	2,516,400
メルカリ	3,500	3,186.00	11,151,000
Sansan	2,200	1,331.50	2,929,300
メドレー	900	4,950.00	4,455,000
JMDC	1,000	5,480.00	5,480,000
フジ・メディア・ホールディングス	4,900	1,621.00	7,942,900
オービック	1,900	24,100.00	45,790,000
ジャストシステム	900	2,919.50	2,627,550
TDCソフト	1,200	1,785.00	2,142,000
Zホールディングス	81,500	440.70	35,917,050
トレンドマイクロ	2,700	5,894.00	15,913,800
日本オラクル	1,100	9,855.00	10,840,500
フューチャー	1,400	1,471.00	2,059,400
オービックビジネスコンサルタント	1,200	5,970.00	7,164,000
伊藤忠テクノソリューションズ	3,100	4,318.00	13,385,800
大塚商会	2,900	6,157.00	17,855,300

サイボウズ	1,200	2,048.00	2,457,600
電通国際情報サービス	800	5,630.00	4,504,000
デジタルガレージ	1,100	3,745.00	4,119,500
ウェザーニューズ	400	6,430.00	2,572,000
ネットワンシステムズ	2,000	2,789.50	5,579,000
アルゴグラフィックス	700	3,525.00	2,467,500
マーベラス	3,900	731.00	2,850,900
エイベックス	1,600	1,499.00	2,398,400
B I P R O G Y	2,100	3,839.00	8,061,900
T B Sホールディングス	2,800	2,645.00	7,406,000
日本テレビホールディングス	3,800	1,413.50	5,371,300
テレビ朝日ホールディングス	1,500	1,736.00	2,604,000
スカパーJ S A Tホールディングス	5,100	744.00	3,794,400
テレビ東京ホールディングス	800	3,075.00	2,460,000
日本通信	9,200	220.00	2,024,000
日本電信電話	1,780,600	181.00	322,288,600
K D D I	42,800	4,730.00	202,444,000
ソフトバンク	89,000	1,760.00	156,640,000
光通信	600	23,900.00	14,340,000
GMOインターネットグループ	2,500	2,451.00	6,127,500
K A D O K A W A	3,100	3,185.00	9,873,500
学研ホールディングス	3,100	882.00	2,734,200
ゼンリン	2,600	922.00	2,397,200
松竹	400	10,995.00	4,398,000
東宝	3,500	5,443.00	19,050,500
東映	200	20,020.00	4,004,000
N T Tデータグループ	17,800	2,157.00	38,394,600
D T S	1,400	3,355.00	4,697,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	2,800	5,301.00	14,842,800
カプコン	5,500	5,637.00	31,003,500
S C S K	4,600	2,659.50	12,233,700
アイネス	2,400	1,663.00	3,991,200
T K C	1,000	3,665.00	3,665,000
富士ソフト	1,200	4,800.00	5,760,000
N S D	2,200	2,583.00	5,682,600
コナミグループ	2,300	8,362.00	19,232,600

J B C Cホールディングス	1,300	2,773.00	3,604,900
ソフトバンクグループ	27,300	6,497.00	177,368,100
エレマテック	1,000	1,935.00	1,935,000
あらた	400	5,860.00	2,344,000
円谷フィールズホールディングス	1,100	2,106.00	2,316,600
双日	5,600	3,522.00	19,723,200
アルフレッサホールディングス	5,200	2,601.50	13,527,800
横浜冷凍	2,400	1,354.00	3,249,600
アルコニックス	1,600	1,414.00	2,262,400
神戸物産	4,600	3,648.00	16,780,800
あいホールディングス	1,100	2,461.00	2,707,100
ダイワボウホールディングス	2,300	2,990.50	6,878,150
マクニカホールディングス	1,500	6,570.00	9,855,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	1,000	1,005.00	1,005,000
レスターホールディングス	500	2,528.00	1,264,000
TOKAIホールディングス	2,500	941.00	2,352,500
シップヘルスケアホールディングス	2,100	2,347.00	4,928,700
コメダホールディングス	2,000	2,969.00	5,938,000
フルサト・マルカホールディングス	600	2,790.00	1,674,000
小野建	1,100	1,786.00	1,964,600
ナガイレーベン	800	2,307.00	1,845,600
三菱食品	500	4,135.00	2,067,500
松田産業	700	2,334.00	1,633,800
第一興商	2,200	2,630.00	5,786,000
メディカルホールディングス	4,900	2,644.00	12,955,600
アズワン	900	5,831.00	5,247,900
ドウシシャ	1,000	2,358.00	2,358,000
高速	900	2,099.00	1,889,100
日本ライフライン	2,100	1,229.00	2,580,900
I D O M	2,600	740.00	1,924,000
シークス	1,200	1,571.00	1,885,200
伊藤忠商事	35,900	5,757.00	206,676,300
丸紅	45,600	2,539.00	115,778,400
長瀬産業	2,300	2,550.00	5,865,000
豊田通商	5,100	9,186.00	46,848,600
兼松	2,100	2,231.00	4,685,100

三井物産	41,500	5,832.00	242,028,000
日本紙パルプ商事	400	5,160.00	2,064,000
カメイ	1,000	1,559.00	1,559,000
スターゼン	1,000	2,650.00	2,650,000
山善	1,000	1,235.00	1,235,000
住友商事	35,500	3,216.00	114,168,000
内田洋行	400	6,850.00	2,740,000
三菱商事	35,600	7,688.00	273,692,800
第一実業	400	5,950.00	2,380,000
キヤノンマーケティングジャパン	1,200	3,850.00	4,620,000
菱洋エレクトロ	700	3,335.00	2,334,500
ユアサ商事	500	4,320.00	2,160,000
阪和興業	1,100	5,060.00	5,566,000
正栄食品工業	500	5,130.00	2,565,000
RYODEN	1,300	2,417.00	3,142,100
岩谷産業	1,400	7,923.00	11,092,200
三愛オブリ	1,600	1,828.00	2,924,800
稲畑産業	1,100	3,280.00	3,608,000
ワキタ	1,600	1,451.00	2,321,600
東邦ホールディングス	1,200	3,136.00	3,763,200
サンゲツ	1,600	3,120.00	4,992,000
伊藤忠エネクス	600	1,578.00	946,800
サンリオ	1,700	7,237.00	12,302,900
リョーサン	700	4,360.00	3,052,000
新光商事	2,100	1,261.00	2,648,100
東陽テクニカ	2,100	1,339.00	2,811,900
モスフードサービス	900	3,345.00	3,010,500
加賀電子	500	6,740.00	3,370,000
立花エレテック	1,100	2,936.00	3,229,600
PALTAC	800	4,856.00	3,884,800
トラスコ中山	1,200	2,546.00	3,055,200
オートバックスセブン	800	1,593.50	1,274,800
加藤産業	500	4,265.00	2,132,500
イエローハット	900	1,933.00	1,739,700
日伝	400	2,628.00	1,051,200
因幡電機産業	700	3,335.00	2,334,500

ミスミグループ本社	8,700	2,456.00	21,367,200
スズケン	1,600	4,498.00	7,196,800
ローソン	1,600	6,803.00	10,884,800
サンエー	400	4,890.00	1,956,000
カワチ薬品	700	2,328.00	1,629,600
エービーシー・マート	2,400	2,758.00	6,619,200
アスクル	1,400	1,893.00	2,650,200
ゲオホールディングス	900	2,507.00	2,256,300
アダストリア	800	2,878.00	2,302,400
くら寿司	800	3,465.00	2,772,000
キャンドウ	600	2,733.00	1,639,800
パルグループホールディングス	1,400	2,013.00	2,818,200
エディオン	1,800	1,500.00	2,700,000
サーラコーポレーション	2,700	779.00	2,103,300
ハニーズホールディングス	1,300	1,651.00	2,146,300
アルペン	600	1,932.00	1,159,200
クオールホールディングス	1,600	1,928.00	3,084,800
ジーンズホールディングス	500	3,165.00	1,582,500
ビックカメラ	2,700	1,087.00	2,934,900
DCMホールディングス	3,600	1,248.00	4,492,800
Monotaro	8,600	1,591.00	13,682,600
J. フロント リテイリング	7,300	1,584.00	11,563,200
ドトール・日レスホールディングス	1,200	2,366.00	2,839,200
マツキヨココカラ&カンパニー	3,600	8,249.00	29,696,400
ブロンコビリー	1,300	3,035.00	3,945,500
ZOZO	3,900	2,896.00	11,294,400
物語コーポレーション	1,100	4,355.00	4,790,500
三越伊勢丹ホールディングス	9,900	1,731.00	17,136,900
ウエルシアホールディングス	3,200	2,649.00	8,476,800
クリエイトSDホールディングス	700	3,515.00	2,460,500
オイシックス・ラ・大地	1,000	1,662.00	1,662,000
ネクステージ	1,500	2,102.00	3,153,000
ジョイフル本田	1,700	1,759.00	2,990,300
すかいらーくホールディングス	7,700	2,042.50	15,727,250
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	1,500	1,118.00	1,677,000

あさひ	3,200	1,292.00	4,134,400
コスモス薬品	600	15,790.00	9,474,000
セブン&アイ・ホールディングス	20,200	6,071.00	122,634,200
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	4,700	1,167.00	5,484,900
ツルハホールディングス	1,200	10,365.00	12,438,000
サンマルクホールディングス	1,600	1,908.00	3,052,800
トリドールホールディングス	1,500	3,825.00	5,737,500
クスリのアオキホールディングス	500	8,814.00	4,407,000
FOOD & LIFE COMPANIES	3,300	2,663.00	8,787,900
ノジマ	2,000	1,313.00	2,626,000
カッパ・クリエイト	2,000	1,578.00	3,156,000
良品計画	6,700	1,952.50	13,081,750
コーナン商事	700	3,595.00	2,516,500
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	11,800	3,101.00	36,591,800
西松屋チェーン	1,600	1,649.00	2,638,400
ゼンショーホールディングス	3,300	6,599.00	21,776,700
サイゼリヤ	900	4,655.00	4,189,500
VTホールディングス	4,200	529.00	2,221,800
ユナイテッドアローズ	900	2,045.00	1,840,500
ハイデイ日高	1,100	2,876.00	3,163,600
コロワイド	2,800	2,514.50	7,040,600
老番屋	400	5,490.00	2,196,000
スギホールディングス	1,100	6,309.00	6,939,900
ヨンドシーホールディングス	1,500	1,872.00	2,808,000
木曽路	1,200	2,541.00	3,049,200
SRSホールディングス	3,700	1,066.00	3,944,200
ケーヨー	2,500	871.00	2,177,500
上新電機	700	2,340.00	1,638,000
日本瓦斯	3,200	2,312.00	7,398,400
ロイヤルホールディングス	1,500	2,684.00	4,026,000
チヨダ	1,800	959.00	1,726,200
ライフコーポレーション	500	3,720.00	1,860,000
リンガーハット	1,500	2,349.00	3,523,500
AOKIホールディングス	1,800	1,052.00	1,893,600
オークワ	2,500	909.00	2,272,500

コメリ	800	3,125.00	2,500,000
青山商事	1,700	1,696.00	2,883,200
しまむら	700	14,955.00	10,468,500
高島屋	4,400	2,207.50	9,713,000
松屋	2,100	1,049.00	2,202,900
エイチ・ツー・オー リテイリング	2,900	1,823.00	5,286,700
近鉄百貨店	400	2,933.00	1,173,200
丸井グループ	4,700	2,614.50	12,288,150
アクシアル リテイリング	500	3,795.00	1,897,500
イオン	19,800	3,035.00	60,093,000
イズミ	700	4,014.00	2,809,800
平和堂	800	2,500.00	2,000,000
フジ	800	1,825.00	1,460,000
ヤオコー	500	7,852.00	3,926,000
ゼビオホールディングス	1,100	1,020.00	1,122,000
ケーズホールディングス	3,600	1,409.50	5,074,200
アインホールディングス	900	4,601.00	4,140,900
ヤマダホールディングス	19,000	467.80	8,888,200
アーケランズ	1,400	1,617.00	2,263,800
ニトリホールディングス	2,400	17,280.00	41,472,000
吉野家ホールディングス	2,200	2,893.00	6,364,600
サガミホールディングス	2,900	1,350.00	3,915,000
王将フードサービス	300	6,990.00	2,097,000
ミニストップ	2,200	1,452.00	3,194,400
アークス	700	2,732.00	1,912,400
バローホールディングス	800	2,201.00	1,760,800
ベルク	300	6,890.00	2,067,000
ファーストリテイリング	2,600	34,740.00	90,324,000
サンドラッグ	2,100	4,252.00	8,929,200
ベルーナ	2,700	750.00	2,025,000
いよぎんホールディングス	5,700	1,120.50	6,386,850
しずおかフィナンシャルグループ	10,800	1,275.50	13,775,400
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	2,100	1,166.00	2,448,600
楽天銀行	2,300	2,151.00	4,947,300
めぶきフィナンシャルグループ	21,000	434.50	9,124,500
東京きらぼしフィナンシャルグループ	800	4,725.00	3,780,000

九州フィナンシャルグループ	7,800	807.60	6,299,280
ゆうちょ銀行	13,800	1,321.00	18,229,800
コンコルディア・フィナンシャルグループ	27,000	726.30	19,610,100
西日本フィナンシャルホールディングス	3,000	1,735.00	5,205,000
三十三フィナンシャルグループ	1,800	1,980.00	3,564,000
第四北越フィナンシャルグループ	500	4,025.00	2,012,500
ひろぎんホールディングス	5,600	986.50	5,524,400
おきなわフィナンシャルグループ	900	2,553.00	2,297,700
十六フィナンシャルグループ	500	4,045.00	2,022,500
北國フィナンシャルホールディングス	600	5,890.00	3,534,000
プロクレアホールディングス	1,100	2,089.00	2,297,900
あいちフィナンシャルグループ	800	2,648.00	2,118,400
あおぞら銀行	2,400	3,194.00	7,665,600
三菱UFJフィナンシャル・グループ	340,500	1,324.50	450,992,250
りそなホールディングス	69,500	877.40	60,979,300
三井住友トラスト・ホールディングス	9,600	6,001.00	57,609,600
三井住友フィナンシャルグループ	38,600	7,600.00	293,360,000
千葉銀行	14,100	1,154.50	16,278,450
群馬銀行	8,200	743.90	6,099,980
武蔵野銀行	500	2,921.00	1,460,500
七十七銀行	1,500	3,380.00	5,070,000
秋田銀行	2,200	2,148.00	4,725,600
山形銀行	1,900	1,217.00	2,312,300
岩手銀行	1,300	2,835.00	3,685,500
東邦銀行	7,000	293.00	2,051,000
ふくおかフィナンシャルグループ	3,900	3,806.00	14,843,400
スルガ銀行	4,700	652.00	3,064,400
八十二銀行	8,700	905.80	7,880,460
山梨中央銀行	1,500	1,723.00	2,584,500
大垣共立銀行	1,000	2,231.00	2,231,000
福井銀行	1,600	1,675.00	2,680,000
滋賀銀行	700	3,580.00	2,506,000
南都銀行	800	2,881.00	2,304,800
百五銀行	2,700	579.00	1,563,300
京都銀行	1,500	8,687.00	13,030,500
紀陽銀行	1,700	1,606.00	2,730,200

ほくほくフィナンシャルグループ	3,100	1,614.50	5,004,950
山陰合同銀行	1,500	1,024.00	1,536,000
百十四銀行	700	2,612.00	1,828,400
四国銀行	2,600	1,053.00	2,737,800
阿波銀行	200	2,421.00	484,200
大分銀行	1,300	2,814.00	3,658,200
宮崎銀行	1,200	2,938.00	3,525,600
佐賀銀行	2,700	2,119.00	5,721,300
琉球銀行	3,400	1,167.00	3,967,800
セブン銀行	13,000	326.00	4,238,000
みずほフィナンシャルグループ	78,200	2,683.00	209,810,600
山口フィナンシャルグループ	3,400	1,394.50	4,741,300
名古屋銀行	400	5,180.00	2,072,000
北洋銀行	7,100	394.00	2,797,400
愛媛銀行	3,400	1,032.00	3,508,800
京葉銀行	2,100	716.00	1,503,600
栃木銀行	8,200	345.00	2,829,000
東和銀行	9,000	657.00	5,913,000
トモニホールディングス	5,400	478.00	2,581,200
フィデアホールディングス	3,600	1,708.00	6,148,800
池田泉州ホールディングス	7,800	329.00	2,566,200
F P G	2,100	1,502.00	3,154,200
S B I ホールディングス	7,700	3,356.00	25,841,200
ジャフコ グループ	2,000	1,785.50	3,571,000
大和証券グループ本社	36,000	913.50	32,886,000
野村ホールディングス	95,200	652.30	62,098,960
岡三証券グループ	5,400	697.00	3,763,800
丸三証券	5,500	650.00	3,575,000
東洋証券	4,700	372.00	1,748,400
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	5,200	502.00	2,610,400
水戸証券	7,600	483.00	3,670,800
いちよし証券	5,800	779.00	4,518,200
マネックスグループ	6,600	584.00	3,854,400
岩井コスモホールディングス	1,900	1,865.00	3,543,500
かんぽ生命保険	5,700	2,625.00	14,962,500
S O M P O ホールディングス	9,300	6,886.00	64,039,800

アニコム ホールディングス	3,400	650.00	2,210,000
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	10,800	5,803.00	62,672,400
第一生命ホールディングス	26,700	3,180.00	84,906,000
東京海上ホールディングス	53,700	3,585.00	192,514,500
T&Dホールディングス	14,600	2,594.50	37,879,700
全国保証	1,400	5,005.00	7,007,000
アルヒ	2,000	947.00	1,894,000
クレディセゾン	3,400	2,489.50	8,464,300
芙蓉総合リース	500	12,930.00	6,465,000
みずほリース	800	5,120.00	4,096,000
東京センチュリー	900	6,325.00	5,692,500
日本証券金融	2,300	1,573.00	3,617,900
アイフル	10,900	369.00	4,022,100
リコーリース	400	4,685.00	1,874,000
イオンフィナンシャルサービス	2,600	1,338.00	3,478,800
アコム	10,400	370.60	3,854,240
ジャックス	800	5,370.00	4,296,000
オリエントコーポレーション	1,300	1,201.00	1,561,300
オリックス	35,600	2,985.00	106,266,000
三菱HCキャピタル	20,100	1,075.00	21,607,500
日本取引所グループ	15,300	2,651.50	40,567,950
イー・ギャランティ	1,300	1,948.00	2,532,400
NECキャピタルソリューション	700	3,490.00	2,443,000
大東建託	2,000	16,295.00	32,590,000
いちご	7,400	327.00	2,419,800
日本駐車場開発	11,600	210.00	2,436,000
ヒューリック	12,400	1,388.50	17,217,400
野村不動産ホールディングス	3,400	3,961.00	13,467,400
サムティ	1,300	2,418.00	3,143,400
フージャースホールディングス	3,000	1,176.00	3,528,000
オープンハウスグループ	2,100	5,231.00	10,985,100
東急不動産ホールディングス	16,400	981.90	16,103,160
飯田グループホールディングス	4,600	2,656.00	12,217,600
パーク24	3,900	2,022.50	7,887,750
三井不動産	23,500	3,450.00	81,075,000

三菱地所	32,900	2,079.50	68,415,550
平和不動産	1,100	4,255.00	4,680,500
東京建物	4,700	2,180.50	10,248,350
京阪神ビルディング	1,900	1,408.00	2,675,200
住友不動産	9,900	4,085.00	40,441,500
テーオーシー	3,100	655.00	2,030,500
レオパレス21	7,800	333.00	2,597,400
スターツコーポレーション	800	3,085.00	2,468,000
ゴールドクレスト	1,300	2,208.00	2,870,400
MIRARTHホールディングス	6,100	500.00	3,050,000
イオンモール	3,100	1,836.00	5,691,600
カチタス	1,700	2,237.00	3,802,900
トーセイ	1,700	2,031.00	3,452,700
サンフロンティア不動産	2,000	1,554.00	3,108,000
日本空港ビルデング	2,000	6,585.00	13,170,000
LIFULL	6,400	236.00	1,510,400
MIXI	1,500	2,430.00	3,645,000
日本M&Aセンターホールディングス	10,300	767.50	7,905,250
UTグループ	1,100	2,266.00	2,492,600
オープンアップグループ	1,900	1,880.00	3,572,000
コシダカホールディングス	2,900	1,260.00	3,654,000
エス・エム・エス	2,400	2,574.50	6,178,800
パーソルホールディングス	6,400	2,504.00	16,025,600
総合警備保障	10,800	924.70	9,986,760
カカコム	4,600	1,621.50	7,458,900
ディップ	1,200	3,725.00	4,470,000
新日本科学	1,000	1,865.00	1,865,000
ベネフィット・ワン	3,000	1,131.00	3,393,000
エムスリー	11,600	2,814.50	32,648,200
アウトソーシング	4,000	1,182.50	4,730,000
ディー・エヌ・エー	3,000	1,541.00	4,623,000
博報堂DYホールディングス	7,300	1,315.00	9,599,500
バリューコマース	2,100	1,259.00	2,643,900
インフォマート	7,400	473.00	3,500,200
プレステージ・インターナショナル	4,100	632.00	2,591,200
電通グループ	5,800	4,418.00	25,624,400

H. U. グループホールディングス	1,600	2,640.00	4,224,000
オリエンタルランド	30,300	5,101.00	154,560,300
ダスキン	1,400	3,372.00	4,720,800
ラウンドワン	6,000	585.00	3,510,000
リゾートトラスト	2,400	2,328.50	5,588,400
ビー・エム・エル	900	2,862.00	2,575,800
ユー・エス・エス	5,800	2,501.00	14,505,800
サイバーエージェント	13,500	828.60	11,186,100
楽天グループ	50,500	620.10	31,315,050
フルキャストホールディングス	900	1,981.00	1,782,900
エン・ジャパン	1,100	2,439.00	2,682,900
テクノプロ・ホールディングス	3,500	3,234.00	11,319,000
Keepers 技研	400	5,830.00	2,332,000
ジャパンマテリアル	1,900	2,355.00	4,474,500
M&Aキャピタルパートナーズ	600	2,794.00	1,676,400
リクルートホールディングス	42,100	5,062.00	213,110,200
日本郵政	67,200	1,267.00	85,142,400
ベルシステム24ホールディングス	1,500	1,640.00	2,460,000
ソラスト	3,100	636.00	1,971,600
インソース	2,000	1,017.00	2,034,000
ベイカレント・コンサルティング	4,700	4,970.00	23,359,000
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	2,400	2,157.00	5,176,800
リログループ	3,200	1,649.50	5,278,400
ID&Eホールディングス	800	3,570.00	2,856,000
TREホールディングス	1,800	1,266.00	2,278,800
大栄環境	1,700	2,237.00	3,802,900
日本管財ホールディングス	1,000	2,642.00	2,642,000
エイチ・アイ・エス	2,000	1,776.00	3,552,000
共立メンテナンス	1,300	6,338.00	8,239,400
イチネンホールディングス	3,800	1,405.00	5,339,000
建設技術研究所	800	4,670.00	3,736,000
東京都競馬	700	3,970.00	2,779,000
カナモト	800	2,638.00	2,110,400
ニシオホールディングス	500	3,605.00	1,802,500
トランス・コスモス	900	3,200.00	2,880,000

乃村工藝社	3,700	894.00	3,307,800	
トーカイ	1,100	1,955.00	2,150,500	
セコム	5,900	10,385.00	61,271,500	
丹青社	4,300	938.00	4,033,400	
メイテック	2,200	2,586.50	5,690,300	
応用地質	800	2,563.00	2,050,400	
船井総研ホールディングス	1,400	2,744.00	3,841,600	
ベネッセホールディングス	2,300	1,884.50	4,334,350	
イオンディライト	900	3,295.00	2,965,500	
ダイセキ	1,300	4,270.00	5,551,000	
合 計	8,096,100		19,029,325,750	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2023年9月19日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,247,335,000	-	1,278,625,000	31,290,000
	合計	1,247,335,000	-	1,278,625,000	31,290,000

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

(2023年9月29日現在)

【純資産額計算書】

明治安田DC・TOPIXインデックスファンド

I 資産総額	1,393,846,451 円
II 負債総額	101,011 円
III 純資産総額 (I - II)	1,393,745,440 円
IV 発行済口数	1,002,365,916 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.3905 円
(1万口当たり純資産額)	(13,905 円)

(参考)

純資産額計算書

明治安田TOPIXマザーファンド

I 資産総額	19,681,831,323 円
II 負債総額	20,224,678 円
III 純資産総額 (I - II)	19,661,606,645 円
IV 発行済口数	4,685,356,192 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	4.1964 円
(1万口当たり純資産額)	(41,964 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2023年9月29日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

②投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年9月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	154 本	1,693,525,378,127 円
	単体型	25 本	406,383,768,883 円
公社債投資信託	単体型	18 本	34,989,444,743 円
合計		197 本	2,134,898,591,753 円

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

熊木孝雄

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小林広樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,881,852	8,159,062
前払費用	200,271	179,217
未収委託者報酬	1,515,280	1,563,160
未収運用受託報酬	312,387	361,904
未収投資助言報酬	32,339	24,256
未収還付法人税等	-	4,412
その他	9,953	4,395
流動資産合計	10,952,085	10,296,408
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ ¹ 657,578	※ ¹ 607,478
器具備品	※ ¹ 273,616	※ ¹ 276,216
建設仮勘定	-	6,519
有形固定資産合計	931,194	890,213
無形固定資産		
ソフトウェア	176,635	136,499
ソフトウェア仮勘定	27,900	109,350
無形固定資産合計	204,535	245,849
投資その他の資産		
投資有価証券	6,531	7,430
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	19,485	6,571
前払年金費用	240,647	231,980
繰延税金資産	29,735	76,854
投資その他の資産合計	596,399	622,836
固定資産合計	1,732,130	1,758,899
資産合計	12,684,216	12,055,307

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	760,150	1,096,807
未払金	1,014,467	1,245,866
未払手数料	500,292	536,736
その他未払金	514,174	709,129
未払費用	40,746	40,398
未払法人税等	336,717	28,605
未払消費税等	254,752	18,799
賞与引当金	165,699	161,326
前受収益	3,666	4,400
流動負債合計	2,576,200	2,596,204
固定負債		
長期未払金	86,543	34,593
資産除去債務	228,039	228,527
固定負債合計	314,582	263,121
負債合計	2,890,782	2,859,325
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,103,933	1,506,551
利益剰余金合計	5,278,975	4,681,593
株主資本合計	9,793,758	9,196,377
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△325	△395
評価・換算差額等合計	△325	△395
純資産合計	9,793,433	9,195,981
負債・純資産合計	12,684,216	12,055,307

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	2021年4月1日 2022年3月31日)	(自 至	2022年4月1日 2023年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		7,916,562		7,810,512
受入手数料		40,707		46,755
運用受託報酬		2,132,888		2,254,971
投資助言報酬		438,441		109,615
その他収益		10,000		11,333
営業収益合計		10,538,599		10,233,188
営業費用				
支払手数料		2,129,117		2,116,950
広告宣伝費		46,842		55,964
公告費		250		125
調査費		2,446,317		2,731,969
調査費		803,814		1,117,746
委託調査費		1,642,503		1,614,223
委託計算費		439,674		470,893
営業雑経費		145,382		141,118
通信費		21,451		16,614
印刷費		106,245		97,238
協会費		10,338		10,902
諸会費		7,239		7,797
営業雑費		106		8,564
営業費用合計		5,207,584		5,517,022
一般管理費				
給料		2,193,365		2,295,942
役員報酬		65,537		99,248
給料・手当		1,647,697		1,710,552
賞与		444,284		450,959
その他報酬給与		35,846		35,181
賞与引当金繰入		165,699		161,326
法定福利費		326,765		349,559
福利厚生費		31,829		41,214
交際費		2,525		2,290
寄付金		11,484		12,935
旅費交通費		6,856		13,772
租税公課		84,051		75,751
不動産賃借料		450,152		448,574
退職給付費用		56,072		84,351
固定資産減価償却費		203,922		191,988
事務委託費		275,646		395,265
諸経費		73,144		60,540
一般管理費合計		3,881,516		4,133,514
営業利益		1,449,498		582,651

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	2021年4月1日 2022年3月31日)	(自 至	2022年4月1日 2023年3月31日)
営業外収益				
受取利息		107		101
受取配当金		270		11
投資有価証券売却益		145		-
保険契約返戻金・配当金		※ ¹ 1,810		※ ² 2,013
為替差益		155		-
雑益		1,551		1,051
営業外収益合計		4,039		3,178
営業外費用				
投資有価証券売却損		-		22
投資有価証券償還損		-		264
為替差損		-		928
雑損失		524		676
営業外費用合計		524		1,892
経常利益		1,453,013		583,937
税引前当期純利益		1,453,013		583,937
法人税、住民税及び事業税		462,476		223,449
法人税等調整額		△14,436		△47,087
法人税等合計		448,039		176,361
当期純利益		1,004,974		407,576

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	1,952,160	5,127,202	9,641,986
当期変動額					
剰余金の配当			△853,201	△853,201	△853,201
当期純利益			1,004,974	1,004,974	1,004,974
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	151,772	151,772	151,772
当期末残高	83,040	3,092,001	2,103,933	5,278,975	9,793,758

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	251	251	9,642,237
当期変動額			
剰余金の配当			△853,201
当期純利益			1,004,974
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△577	△577	△577
当期変動額合計	△577	△577	151,195
当期末残高	△325	△325	9,793,433

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,103,933	5,278,975	9,793,758
当期変動額					
剰余金の配当			△1,004,958	△1,004,958	△1,004,958
当期純利益			407,576	407,576	407,576
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△597,381	△597,381	△597,381
当期末残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△325	△325	9,793,433
当期変動額			
剰余金の配当			△1,004,958
当期純利益			407,576
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△69	△69	△69
当期変動額合計	△69	△69	△597,451
当期末残高	△395	△395	9,195,981

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準 投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱に従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度にかかるものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	67,791千円	117,891千円
器具備品	322,366千円	314,492千円

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,810千円	2,013千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月30日 定時株主総会	普通 株式	853,201,338円	45,174円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	1,004,958,383円	53,209円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通 株式	1,004,958,383円	53,209円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	407,562,573円	21,579円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1年内	470,945	476,805
1年超	1,092,037	635,740
合計	1,562,983	1,112,545

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であり

ます。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。また、長期未払金は、本社家賃のフリーレント期間分のうち1年超の支払期日分です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

前事業年度 (2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	6,531	6,531	-
(2) 長期差入保証金	300,000	284,045	△15,954
資産計	306,531	290,576	△15,954
(1) 長期未払金	86,543	86,624	△81
負債計	86,543	86,624	△81

当事業年度 (2023年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	7,430	7,430	-
(2) 長期差入保証金	300,000	285,178	△14,821
資産計	307,430	292,609	△14,821
(1) 長期未払金	34,593	34,616	22
負債計	34,593	34,616	22

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	960	3,595	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	300,960	3,595	-

当事業年度 (2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	1,971	3,466	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	301,971	3,466	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

投資有価証券はすべて投資信託であり、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従い、経過措置を適用した投資信託は記載しておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は6,531千円であります。

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	7,430	-	7,430
資産計	-	7,430	-	7,430

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	284,045	284,045
資産計	-	-	284,045	284,045
長期未払金	-	-	86,624	86,624
負債計	-	-	86,624	86,624

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	285,178	285,178
資産計	-	-	285,178	285,178
長期未払金	-	-	34,616	34,616
負債計	-	-	34,616	34,616

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

長期未払金 長期未払金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,008	1,000	8
小計	1,008	1,000	8
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	5,523	6,000	△476
小計	5,523	6,000	△476
合計	6,531	7,000	△468

当事業年度 (2023年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,207	2,000	207
小計	2,207	2,000	207
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	5,223	6,000	△776
小計	5,223	6,000	△776
合計	7,430	8,000	△569

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	2,145	145	-

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	977	-	22

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△223,189	千円
退職給付費用	56,072	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△73,530	〃
前払年金費用の期末残高	△240,647	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	764,992	千円
年金資産	△1,005,913	〃
	△240,920	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△240,647	〃
前払年金費用	△240,647	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△240,647	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	56,072	千円
----------------	--------	----

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△240,647	千円
退職給付費用	84,351	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△75,683	〃
前払年金費用の期末残高	△231,980	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	842,277	千円
年金資産	△1,074,530	〃
	△232,253	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△231,980	〃
前払年金費用	△231,980	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△231,980	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	84,351	千円
----------------	--------	----

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	50,737	千円	49,398	千円
未払事業税	23,129	〃	8,166	〃
資産除去債務	69,825	〃	69,975	〃
ソフトウェア	16,720	〃	93,111	〃
未払賃借料	42,406	〃	26,499	〃
その他	33,836	〃	29,452	〃
繰延税金資産小計	236,654	〃	276,603	〃
評価性引当額	△69,825	〃	△69,975	〃
繰延税金資産合計	166,829	〃	206,628	〃
繰延税金負債				
資産除去費用	△63,406	〃	△58,741	〃
前払年金費用	△73,686	〃	△71,032	〃
繰延税金負債合計	△137,093	〃	△129,774	〃
繰延税金資産の純額	29,735	〃	76,854	〃

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めていた「ソフトウェア」(前事業年度 16,720 千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度および当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しています。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時(15年)としており、割引率は0.214%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
期首残高	227,552	千円	228,039	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	〃	-	〃
時の経過による調整額	486	〃	488	〃
資産除去債務の履行による減少額	-	〃	-	〃
期末残高	228,039	〃	228,527	〃

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）の4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	7,916,562	40,707	2,132,888	438,441	10,000	10,538,599

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	7,810,512	46,755	2,254,971	109,615	11,333	10,233,188

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	150,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	159,741	未収運用受託報酬	175,715
							支払手数料	547,750	未払手数料	163,207

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	100,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	450,439	未収運用受託報酬	231,200
							支払手数料	552,479	未払手数料	169,612

(注1) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	518,527円74銭	486,894円79銭
1株当たり当期純利益金額	53,209円83銭	21,579円74銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	9,793,433	9,195,981
普通株式に係る純資産額 (千円)	9,793,433	9,195,981
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数 (株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数 (株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益 (千円)	1,004,974	407,576
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	1,004,974	407,576
普通株式の期中平均株式数 (株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、その他重要事項

(イ) 定款の変更

2023年6月29日付で当社株券を不発行とする定款の変更を行いました。

(ロ) その他の重要事項

2023年7月28日開催の取締役会において、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・グループと富国生命がそれぞれ保有する当社株式について、明治安田生命を譲受人とする株式譲渡が承認されました。これを受け、2023年8月29日付で明治安田生命は当社の100%株主となりました。

(2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

追加型証券投資信託

明治安田DC・TOPIXインデックスファンド

約 款

明治安田アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
明治安田DC・TOPIXインデックスファンド
約款

運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

「明治安田TOPIXマザーファンド」への投資を通じて、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

明治安田TOPIXマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、当ファンドにおいて直接、わが国の金融商品取引所に上場されている株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数）先物取引を行うことがあります。

(2) 投資態度

- ① TOPIX（東証株価指数）構成銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。
- ② 株価指数先物取引を行う場合があります。
- ③ 株式（株価指数先物取引を含みます）の実質組入比率は、高位を保ちます。
- ④ 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し、株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。
- ⑤ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。
- ⑧ 非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑨ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤ 信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑥ 約款に定めるデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません
- ⑦ （削除）
- ⑧ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

3. 収益分配方針

毎年1回（9月16日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
明治安田DC・TOPIXインデックスファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第27条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機

関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料)

第12条 委託者および委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者および委託者の指定する販売会社(以下「指定販売会社」といいます。以下同じ。)が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとします。また、指定販売会社と別に定める自動継続投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者および指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は当該取得申込金額に応じ、委託者および指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を取得申込日の基準価額(信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。)に乗じて得た額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第40条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条および第24条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された明治安田TOPIXマザーファンド（その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とした親投資信託である証券投資信託であり、以下、それぞれを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号（第7号で定めるものを除きます。）の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定める

ものをいいます。)

15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、第7号で定めるものを除きます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で第20号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑤ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条、第26条、第30条から第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商

品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条、第 26 条、第 30 条から第 32 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第 19 条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(投資する株式等の範囲)

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

(同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行いません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 23 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
② 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 24 条 委託者は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第25条 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 29 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 30 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 31 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 32 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第 33 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 34 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 35 条 この信託の計算期間は、毎年9月17日から翌年9月16日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2021年9月16日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 36 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 37 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用（当該監査費用に係る消費税等に相当する額を含みます。）および受託者が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項に規定する信託財産にかかる監査費用は、第 35 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を 6 ヶ月終了日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 38 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 35 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 14 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該終了日が休業日のときは、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 39 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 40 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託

者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第43条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第43条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者および指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第41条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第40条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託契約の一部解約）

第43条 受益者（委託者および指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者および指定販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。また、委託者および指定販売会社のうち、別に定める契約に係る受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 44 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 45 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 20 億口を下回る事となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までの手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 46 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 50 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 47 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 50 条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 48 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 49 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 50 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 50 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 51 条 この信託は、受益者が第 43 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 45 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 52 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第 53 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 54 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとし、

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 55 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

2020年12月15日

東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
委託者 明治安田アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 大崎 能 正

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役社長 長島 巖

親投資信託 明治安田 T O P I X マザーファンド
運用の基本方針

約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

T O P I X（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および T O P I X（東証株価指数）先物取引を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① T O P I X（東証株価指数）構成銘柄を中心に、T O P I X との連動性を考慮し株式の組入れを行います。
- ② 株価指数先物取引を行う場合があります。
- ③ 株式（株価指数先物取引を含みます）の組入比率は、高位を保ちます。
- ④ 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し、株式の投資比率が100%を超える場合があります。
- ⑤ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。
- ⑧ 非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑨ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤ 信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑥ 約款で定めるデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑦ （削除）
- ⑧ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。